令和3年 東川町議会 第4回定例会 会議録

1. 招集年月日 令和3年12月9日

2. 招集場所 東川町議会議場

3. 開 会 令和 3 年 12 月 9 日 午前 9 時 30 分 4. 閉 会 令和 3 年 12 月 9 日 午後 3 時 54 分

5.会期 1日間

6. 応招議員 1番 杉 本 岳 大 2番 山 家 祥 幸 3番 飯 塚 達 央 4番 薦 田 敏 次 5番 能 登 暢 末 6番 畑 中 雅 畴

 5番能登暢吉
 6番畑中雅晴

 7番藤倉智恵子
 8番安原芳博

 9番正満正義
 10番鈴木哉美

11番 鶴 間 松 彦 12番 高 橋 昭 典

7. 不応招議員 な し

8. 出席議員 応招議員に同じ

9. 欠席議員 なし

10. 地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町 市郎 旭岳ビジターセンター所長 \equiv 島 長 松 出 光 博 副 町 長 平 田 章 洋 農地整備課長 中 Ш 敬 市川 直樹 副 町 長 都市建設課長 矢ノ目 俊 之 之 長 教 育 杉山 昌次 診療所事務長 金山 裕 会計管理者 西 原 農業委員会会長 津 谷 俊 弘 香 企画総務課長 窪 田 昭 仁 農業委員会事務局長 北 口 由美子 佐々木 英 樹 文 保健福祉課長 学校教育課長 佐藤 泰 文化交流課長 藤 井 貴 慎 生涯学習推進課長 佐々木 貴 行 東川スタイル課長 高 大 地 子ども未来課長 藤川 裕 充 石 写真の町課長 竹 田慶 介 代表監査委員 安 井 繁 光 税務定住課長 吉原敬晴 選挙管理委員会委員長 西川宗 孝 伸 産業振興課長 菊 地

11. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

書記 畑山 美里 書記 村中 豪

12. 町長提出議案の題目

議案第1号 令和3年度東川町一般会計補正予算(第8号)について

議案第2号 令和3年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2 号)について

議案第3号 令和3年度国民健康保険東川町立診療所特別会計予算(第4 号) について

議案第4号 定住自立圏の形成に関する協定の廃止について

議案第5号 旭川市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関 する協議について

議案第6号 東川町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定

議案第7号 萬二橋架替工事1工区請負契約の変更について

議案第8号 被表彰者の推薦について

13. 議員提出議案の題目

【一般質問】

薦田 敏次 ・新婚新生活支援事業について

・防災対策について

飯塚 達央 ・今後の町職員体制について

・EV車充電施設の設置見込みについて

鶴間 松彦 ・地球温暖化防止の東川町での取り組みについて

・高齢者福祉について

安原 芳博 ・新型コロナウイルス関連について

山家 祥幸 ・高齢者世帯住宅リフォーム支援事業について

・今後の中学校部活動について

藤倉智恵子 ・家具倉庫 (ストックヤード) について

・種子の助成について

・キトウシのトロン高原温泉の進捗状況について

閉会中の所管事務等の調査の申し出(総務文教常任委員長) 閉会中の所管事務等の調査の申し出(産業建設常任委員長) 閉会中の所管事務等の調査の申し出(議会運営委員長)

14. 議 事 日 程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

15. 会議録署名議員

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。

1番 杉本岳大議員、2番 山家祥幸議員。

○開 会

議長(高橋昭典君)

ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。よって、 令和2年東川町議会第4回定例会は成立しますので、開会します。 これより直ちに本日の会議を開きます。

○招集者挨拶

議長(高橋昭典君)

町長より本定例会招集の挨拶があります。

町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) (登壇)

皆さん、おはようございます。

今日は、令和3年の最後の定例会でありますけれども、第4回の東川 町議会定例会を招集させていただきましたところ、全員の議員の皆さま のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、私共が提案させていただきます案件は8件でございますが、ど うか全会一致で議決を賜りますようにお願い申し上げまして、招集の挨 拶とさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議事日程の報告

議長(高橋昭典君)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程に従い議事を進めます。

○日程第1 会議録署名議員の指名

議長(高橋昭典君)

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、1 番 杉本岳大議員、2 番 山家祥幸議員を指名します。

〇日程第2 会期の決定

議長(高橋昭典君)

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

本定例会は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

○日程第3 諸般の報告

議長(高橋昭典君)

日程第3「諸般の報告」を行います。

町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。

町長(松岡市郎君)

ありません。

議長(高橋昭典君)

議会からの報告事項は、別紙配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

〇日程第4 一般質問

議長(高橋 昭典君) 日程第4「一般質問」を行ないます。

通告順に質問を許します。

4番、薦田敏次君。

薦田議員の一般質問は「一問一答方式」を選択しています。

制限時間は、場内時計10時20分です。

5分前になりましたらお知らせいたします。

4番(薦田 敏次君) まず最初に、新婚生活支援事業についてということですが、今年の第 1回定例会で一般質問させていただいて、町独自の支援事業となりましたが、10月10日現在で申請者がゼロということになっています。

約5か月か6か月経っているかと思うんですけれども、その状況がないということについて、どのような考えを持っているのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

ただいまご質問をいただきました件については、薦田議員さんからのご提案がございまして、私共としては、令和3年6月18日、今年の6月18日から要綱を制定いたしまして施行している訳でございます。

それから何か月経ちましたでしょうか。あまり経っていないんですけれども。現在、転入届をした方々、或いは婚姻をした方々が来られましたときにはご案内をさせていただいておりまして、これは様々な制限などもございますので、まだ申請に至っていない。例えば所得がオーバーしているという方もいらっしゃるでしょうし、或いは受けなくてもいいという方もいらっしゃるかもしれません。現在のところは、周知に努めておりますが、来ていないと。こういう状況になっております。

議長(高橋 昭典君)

4番、薦田敏次君。

4番(薦田 敏次君) 本来的には、これ国の事業でありまして、それに対して、国の方に申請をまだ出していなかったからということで、町独自にということになったんですけれども、国の方の申請が今年もあるみたいですので、その辺りは行うということで聞いておりますが、国と町とのでは、趣旨というか、施策を分けてやっていくと。当初、HUCカードに付与するということでやっていたんですけれども、それに対して、国の方では対象にはならないということなので、別個で町の方でやるということですけれども。町民からの申請の関連なんですけれども、国と町とでは申請のときに提出する書類等について、別個、別々なのか、それとも殆ど大体同じなのか、その辺りを先にお答えいただけますか。

議長(高橋 昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

基本的には、あまり変わるものがないというふうに私は理解しておりますけれども、その辺の細かい点については、担当課長の方から説明を

させたいと思います。

議長(高橋昭典君)

保健福祉課長、佐々木英樹君。

保健福祉課 長(佐々木 英樹君) ただいまご質問のありました申請書類については、国の基準に準じて 町で単独で作っておりますので、殆ど申請内容は同じということです。

HUCポイントの部分だけ国と異なるというような状況になっております。

以上です。

議長(高橋昭典君)

4番、薦田敏次君。

4番(薦田 敏次君) まだ何か月かということなんですけれども、実質的に考えれば、即、新婚生活の人たちはお金がそれなりにかかっているかと思うんですけれども、それに対して申請しないということは、その要件に値しない方が多いのかどうかとか、そういうような。あと、各個人のところに、町の方で誰が結婚したか、その辺り。また、結婚してこっちに入ってきたかが分かるかと思うんですけれども、その辺りの調査等を行っているのか。それとも、その住民の方が、いや、いらないからと言った、先程町長の方から出ていましたけれども、そういう方が多いのか、その辺りの分析等はされているのでしょうか。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) ただいまのご質問というのは、極めてプライベートな部分というか、プライバシーなところにも影響してきますので、私共が何故申請していないのかどうかということについては把握はしておりませんけれども、現在のところ対象者が4名いるのではないかということで、その4名の方々については、対象になる場合については申請してくださいということで、文書でもってご案内をさせていただいております。

議長(高橋 昭典君)

4番、薦田敏次君。

4番(薦田 敏次君) わかりました。

4名ということなので、対象者がそんなにいらっしゃらないので、出 す出さないのその辺りはあるかと思いますけど。

今後、国から等の来年度になれば増えるかと思います。金額が増えてくるからとは思うんですけれども、そういう点に対して、結構申請するには、申請書類が9つぐらいの添付書類があるという部分が要綱の中では出ているんですけれども、やっぱりもうちょっと簡潔にして、要綱と合わない部分は別個として、簡単に申請できるように考えをしていっていただければなと思います。

1項目目はそれですけれども、先に町長の方からもしその辺りのあれがありましたら、お答え願えますか。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) これも住民の税金を使っての交付金というふうになりますので、必要最小限のものについては、確認ができる書類を整えておくということが大切だと思いますので、どの辺が省略できるかというところは、内部でもって検討させていただきたいと思います。

議長(高橋 昭典君) 4番、薦田敏次君。

4番(薦田 敏次君) では、新婚生活の方の支援については、以上で終わらせてもらいまして、あと防災対策ということで、以前、個人的に防災避難所マニュアル案をもらいましたが、その後、変更になるという話もちょっと聞いていたんですけれども、もらった時点の時には、道の方がマニュアルを改訂して、冬場の部分、どういうふうにするかと、そういうのが出てきたばかりだったので、それで変えるとか変えないとかという部分があったと思うんですけれども、その辺りどのようになっているのか、お答え願います。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

薦田議員が持っておられるところと変更になっているかどうかについては、後程窪田課長の方から説明させていただきたいと思いますけれども、これですね。こういう避難所マニュアルというものと、避難所開設運営マニュアルというこの2つが出ておりますけれども、これにつきましては、昨年の7月に開催をいたしました第2回のコミュニティ推進会議がございますけれども、その会議におきまして、各自治会の方へ説明を行いました。

そして、意見照会などを経まして、昨年の9月から東川町避難所マニュアル、避難所開設運営マニュアルとして正式運用を開始いたしております。

有事の際に、各避難所における運営マニュアルとしてご活用いただくということに今しているところであります。

また、昨年の12月には、西部の自治振興会において、町の防災担当者も参画をし、関係者による防災訓練を実施いたしまして、避難所の開設、段ボールベッドの組立てなどの実施をしております。

しかしながら、その後でございますけれども、コロナの影響もございまして開催ができない状況が続いてきております。

今後、新型コロナウイルス感染対策等を講じながら、各地域において も有事に備えた訓練、或いは啓蒙活動などを実施して参りたいと考えて いるところでございます。

議長(高橋 昭典君)

4番、薦田敏次君。

4番(薦田 敏次君) 避難所マニュアル、私の方からも何回か出してくださいという話はあって、正式になったのは9月からということなので、多分私のもらった

後、改訂されて、冬季の部分のが追加されているとは思うんですけれども、各避難所に置いていただければいいかとは思うんですけれども、できれば議員の方にも、どういうものでなっているのかという部分も、防災の観点からわかればいいのかなと思いますので、その点のことについてもお願いしたいと思います。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 議員さんの配付については、これは配付をさせていただくということにしたいと思いますが、計画の内容がどの程度変わっているかについては、窪田課長の方から説明をさせたいと思います。

議長(高橋 昭典君) 企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課 長(窪田昭 仁君) 昨年、ご説明させていただきましたように、本町の方でも、実は昨年の2月頃にはこの避難所マニュアルというものができておりまして、北海道版の避難所マニュアルの内容を包含して、薦田議員からご質問をいただいているような内容についてを変更させていただき、昨年の7月に各自治振興会の皆様にご説明をさせていただいているところでございますので、そうした部分、今どのような内容になっているかというものについては、改めて資料等をお渡しさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

議長(高橋 昭典君)

4番、薦田敏次君。

4番(薦田 敏次君) 一応避難所マニュアルというものがきちんとできたということなので、私は防災士の資格を持っている訳じゃないですので、議員の中では資格を持っている人がいますので、その辺りも再度見てもらえば、実際のときに必要なものがどうなのかというのも出てくるかと思うので、配付はしていただけるということだったので、それでお願いしたいと思います。

防災対策については、やってやり足りないということはないかと思いますので、あと備品の設置とか、色々まだまだ足りない部分が今後出てくるかとは思うんですけど、その辺りも考えていっていただきたいなと思います。

私の方からは質問は以上で終わりたいと思います。

議長(高橋昭典君)

以上で薦田議員の一般質問を終ります。

引き続き、3番、飯塚達央議員。

飯塚議員の一般質問は「一問一答方式」を選択しています。

制限時間は、場内時計10時32分です。

5分前になりましたらお知らせいたします。

3番(飯塚達央君)

おはようございます。3番の飯塚達央です。

私からは、大きく2つの内容について町長に伺いますので、答弁お願いいたします。

まず1つ目なんですけれども、今後の町職員体制についてということで伺います。

先日、来年度の来春の東川町の正職員の新規採用数がゼロ人だということで聞きました。説明を受けましたが、これは察するに令和5年度から始まる公務員の定年延長の影響ではないかと想像するんですが、まずその背景、要因を伺います。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 今、新規採用者はゼロと、こういうお話をいただきましたけれども、 年度途中で、今年度、令和3年度の中途でもって退職をしたいという方 もいらっしゃいますので、急遽、新採用をするという予定でおりまして、 共通の試験が終わっておりますので、その合格者の中から面接をして数 名採用すると、こういう計画でおります。

議長(高橋 昭典君)

3番、飯塚達央君。

3番(飯塚 達央君) それは来春には、今年度に1名は抜けるけれども、来春の採用が数名 程度あるということでよろしいでしょうか。確認です。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

そういうことでございまして、来年ですから、面接を行いまして、1 名にするか、2名にするか、3名にするか、必要な人数については確保 していきたいと思っています。

それで、令和5年度以降の定年延長と関係があるのかという話でございますけれども、今回の採用については、それとは全く関係がなくて、重点的に施行していかなきゃいけない事務のところを重点的に対応していくというような視点から採用をするということにいたしております。

議長(高橋 昭典君)

3番、飯塚達央君。

3番(飯塚 達央君) 公務員の定年延長ということを少し説明すると、令和5年度から順次2年で、1歳ずつでしたっけ。定年が延びていって、今60歳の定年が65歳に延長されるということと聞いております。

私自身は、この定年延長に関してどうこう言うつもりはありませんが、これによって東川町の職員の構図というんでしょうか、全体の構図が、日本の人口と同じように頭でっかちになっていってしまうのではないかという懸念があります。

今、町長に説明いただいた中では、来年度に関しては数名を採用するということで、新しい職員が入って、新しい風が起きるというんでしょうか、そういうことが期待されるんですが、今後、来年度の話じゃなくて、中長期的な考え、見方でいった場合に、この定年延長がどういうふうに影響するというふうにお考えでいらっしゃるか、まずお伺いしま

す。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 今65歳以上を高齢者と、こういう扱いになっております。統計上ですね。しかしながら、ここのところは、平均寿命というのは相当延びてきている訳でして、我々が小さかった頃から半世紀ぐらい経ちましたら、平均寿命というのは10歳以上延びているんだろうと思います。

ですから、高齢者の扱いというのを65歳以上ということにどうなのかという考え方が一つございまして、ですから、今ここを見ましても、65歳以上の方って、65歳前後の方というのは非常にお元気な訳でありまして、持っている能力について、しっかりと発揮をしていただく、そういう機会があることは大変いいことではないかと思います。

定年延長になるということは、当然働く機会が増える訳でございますから、働く期間が増える訳でございますので、歓迎すべきことではないかと思います。

もう一つは、職員の若返りが図られないのではないかとかというような話も出てくるかもしれません。今のような一つのところに団子状態になってしまうというようなことがあるのかもしれませんが、それは、我々の自治というのは、最小の経費でもって最大の効果を上げるというふうになっておりますので、その時々の執行機関の長がどういう体制で行政を執行することがいいのかということを含めて考えていくのではないかと思います。

ですから、我々としては、バランスのある採用というのは当然しなきゃいけませんけれども、しかし、バランスだけではなくて、その時代時代の流れに沿った、そしてその流れの課題を解決できるような、そういう人材を確保しておくということが大切なことではないかと思っておりますので、その時々の中で、最小の経費で最大の効果が上がるように職員の体制を重視するということが必要だと考えております。

議長(高橋 昭典君)

3番、飯塚達央君。

3番(飯塚 達央君) 最小のコストで最大の効果が得られるような人事ということで、その一つが、我が町で積極的に採用している地域おこし協力隊もその一つなのかなと思うんですけれども、全国で1番という、40名前後ですか、現段階で。それも含めた人材の配置というふうにお考えでいらっしゃるのでしょうか。その辺お伺いします。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 我々のような小さな町というのは、色んなところと手を組みながら、 連携しながら仕事をしていくということが大切なことではないかと思 います。

ですから、一つは、地域おこし協力隊という国の制度がありますので、 これらを活用しながら、お互いに、民間にとってもいいし、自治体にと ってもいい。自治体にとってもいいということは、住民の皆さん方にと ってもいいことになっていきますので、そういう体制をどう作るかということ。

もう一つは、民間の企業からも派遣をいただけると。こういう制度になっておりますので、そういう制度もフル活用しながら、住民の福祉の向上を図っていくという点で連携をしていきたいと思っています。

議長(高橋昭典君)

3番、飯塚達央君。

3番(飯塚 達央君) 私は、地域おこし協力隊について決して否定するものではないんですけれども、ただ、任期がマックスで3年というところで、3年経ったら、独立するというか、他の町に行かれる方もいると思うんですが、人材という意味では、3年という短期的な契約の中での活動ということになりますので、中期的、或いは長期的な部分で、人材の採用というか、育成という部分で、最小の効果ではあるんでしょうけれども、それが果たして最大の効果を得られているのかというところに少し疑問を感じているんですが、その辺りいかがでしょうか。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

地域おこし協力隊については、確かに今お話のように任期が3年というふうになっております。その任期3年の中で引き続いて自立をして東川町に留まり、持っている力をしっかり発揮するという方もいらっしゃいますし、私共が3年間の仕事を通じて、どうしても町の将来にとって必要であるというふうに考えた場合には、採用するということもあると思います。ですから、その時々の流れを見ながら判断をしていくということになるんではないかと思っています。

議長(高橋 昭典君)

3番、飯塚達央君。

3番(飯塚 達央君) 新規採用数は、これから多く伸びることはあまり考えられないのかなというふうに思うんですけれども、その数少ない若手職員を育成していくという部分については、何かこれから、今も勿論やっていらっしゃると思うんですけれども、既存の中でやっていること、それから今後人材育成という部分で取り組みたいと思っている部分があれば、教えていただけますでしょうか。

議長(高橋 昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

人材育成というのは、一つは、我々公務員の場合については研修機関がございますので、そういった研修機関に派遣をいたしまして、公務員としての資質向上、或いは能力向上を図ってもらうということが一つあります。

それから、もう一つ、私が大切にしてきておりますのは、いかに多くの外部の人たちと出会うことができるかということ。出会いというのは刺激になる。民間ではこんなに頑張っているんだ。或いは民間でなくて

も、他の公務員でもいいですけれども、そういう方々と出会って刺激を 受ける。刺激を受けることによって成長する。「よし」というような士 気の向上にも私はつながっていくんだろうと思っています。

ですから、一つは、研修所で研修をする。もう一つは、いかに多くの 方々と出会う機会を作るかということ。その出会いの中には、国内だけ ではなくて、国外も含めた出会い。いわゆるグローバルの中での公務員 として成長としてほしいと。そういう視点でもって奨励をしていきたい と考えております。

議長(高橋昭典君)

3番、飯塚達央君。

3番(飯塚 達央君) 硬直化ですね、いわゆる。それに対しては、そういう民間の方、或いは地域おこし協力隊の方との交流によって、それを防いでいこうと。そういうふうなことの今お話だったのかなというふうに受け止めました。

それと、次にお聞きしたいのは、正職員の数というのは、それぞれ地方自治体によって定数が決まっているというふうに認識しているんですけれども、この定数というのは、人口比、8,400人に対しての職員数なのか、或いは事業規模比なのか、その辺りどうなっているのかなというところを教えていただきたいなと思っておりますが。

議長(高橋 昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

定数につきましては、私共が自由に定めることができるんだろうと思います。ですから、この規模でもって、これぐらいの人数が必要だとすれば、定数改正をしまして進めていくことが可能だと思いますが、細かい根拠については、市川副町長の方から答弁をさせたいと思います。

議長(高橋 昭典君)

副町長、市川直樹君。

副町長(市川直樹君)

ただいまの正職員の定数の関係でございますけれども、これは、今、 町長が申し上げましたように、それぞれの自治体の方で定数を定めると いうことになっておりますので、財政規模、或いはそういったことを含 めて、議会の方と打合せをしながら条例で改正をすることはできるとい うふうになっております。

一方で、定数について、今、人口が増えていっているという状況の中、或いは業務が増えていっているということも含めて、恐らく人数的に少ないのではないかなというふうなことを考えられての発言だったと思うんですけれども、この定数については、将来的な人口が、どうしても右肩上がりで伸びていくものでもありませんし、そういったことも含めて慎重に検討していかなければならないものだというふうに思っております。

120名ということについては、一定程度、定数条例を定めた期限までは、いつ定められたかについては確認をしておりませんけれども、いずれにしても、120名というところの中で、先程来お話があります採用だとか、そういったものをしっかり管理をしていく。そして、一方では、行政改革という考え方もございますので、その範囲の中で、今、現状と

しては、その定数を守って職員採用を考えているということでございますので、今後、議会の方とも色々な面で議論をさせていただければというふうに考えております。

議長(高橋昭典君)

3番、飯塚達央君。

3番(飯塚 達央君) 人口で言いますと8,400人なんですけれども、経済規模というか、財政上、122億円でしたっけ。今ごめんなさい、ぱっと出なかった。すごく周辺市町村に対して比較しても、同じ人口規模の市町村に比較しても、すごく事業規模が大きい訳ですね。

それに対しての正職員数の数では非常に少なくて、そうでない方の数が非常に多いということの、構造的にいびつとまでは言わないですけれども、そういうふうな構造になっているのが東川町の特徴だというふうに認識しております。

それは、町長が先程言われたように、最小の費用で最大の効果を得るということの現れだとは思うんですけれども、その一方で、次にお聞きしたいのは、町の地域の雇用の受皿として町役場が果たす一定の役割というのがあろうかと思うんですが、その辺りについてお聞きしたいんですね。

特に今東川町では移住者が増えてきており、それに伴って子どもの数も、増えているとは言いませんけれども、そんなには減っていない。

そして、東川町がこれだけメディアにも取り上げられて、子どもたちも伸び伸び育っていて、自分の町を誇りに思っている子どもたちというのはきっと多いと思うんですね。

その子たちが、今、高校を卒業した後、専門学校、或いは大学等の進学で、それから就職ということで町を離れる子どもたちというか青年が非常に多いというか、殆どの方が東川町には戻ってこない。育つのは育つけど、戻ってこないという中で、今後、東川町役場で、僕も、私も、まちづくりとしての仕事を役場でしていきたいという子どもが増えてくるとは思うんですよね。

そういった子たちの雇用の受皿というのもちょっと言葉があれなんですけれども、その辺り役割を果たしていくべきではないかと思うのですが。人口の確保という意味でもですね。その辺りはどのようにお考えでいらっしゃるか、お聞かせいただけますでしょうか。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

今の問題というのは非常に難しい問題だと思います。

私共は、役場というのはやはり最大のその雇用の場になりつつあるというふうに思っていまして、先程から出ております正職員以外の職員も相当数いる訳で、180人ぐらいいるんでしょうかね、ぐらいいる訳ですので、これは雇用の場としては非常に大きな場になっているというふうに思います。

それから、正職員の数ですけれども、一般的な行政の目標としては、職員1人に対して住民が100人が目標と。それより若干超えているかもしれませんけど、一般行政職ですね。保育士だとか、或いは看護師だとか、保健師だとかを除いた数でもって、人口100人に対して職員が1人

というのが効率的な運営だというふうに一般的に言われておりますので、我々としてもそういうところを検証しながら、重点的なところについてはしっかり力を入れていくという体制が必要だと思います。

将来、東川を背負って立つ若者が、東川の住民で担っていくべきであるというご質問だったと思いますけれども、私もその通りだというふうに思います。

そのためには、どうしなければいけないのかというふうになりますと、やはりある一定の人口はしっかり確保するということだと思うんです。

そして、さらに新しい分野をどう入れていくのか。今までは民間に依存をしていた。我々の仕事というのは、民間の皆さんが頑張っていただいたその税金でもって仕事をこなして、それを住民の皆さん方の福祉の向上に役立てるというふうになっている訳ですけれども、そうではなくて、稼ぐ行政として。例えばある種の税ではないものを収入として、それを住民の皆さんに返していけるような体制も作っていかなきゃいけないと思うんですね。

ですから、そういうことに対して、議会をはじめ、住民の皆さん方の同意というものが得られるのかどうなのかというところもある訳です。

ですから、業務といいましょうか、今ある業務については最小の経費でなきゃいけませんけれども、新たなものとして、新しい行政のスタイルとしての仕事というものを作っていかない限り、非常に難しいところがあるのではないかと思います。

それから、人口構成としても、ある一定のラインでもって上っていくというのがいいんでしょうけれども、採用は何も高校卒、大学卒、即役場就職ということではなくても、社会人採用というのがありますので、そういったことをにらみながら、職員の持っているといいましょうか、職員になられようとする方々の能力というのを最大限活かすような、そういう採用方式なども当然考えていかなきゃいけないんではないかと思います。

ですから、我々としては、色々な課題がある。その課題を解決するのは人ですから。その課題に対して新しい対応をしていく場を作るということによって雇用というのは確保できるんではないかと考えています。

3番、飯塚達央君。

議長(高橋昭典君)

3番(飯塚 達央君) 大体承知いたしましたので、次の質問に移りたいと思います。

これは簡単な答弁で結構だと思います。

EV車、電気自動車の充電施設の設置見込みについてということで伺います。

世界的にEV車をCO2削減のために普及を進めていくということでありますが、EV車の導入がCO2の削減につながるかどうかという議論はちょっとここでは置いておきます。私もちょっとどうかなという部分もありますので、それは置いておくとしまして、我が国日本でもEV車を普及させるということは大きな目標の一つだというふうに、この認識は変わらないと思うんですけれども、その普及の肝になるのが、全国各地の充電施設の拡充だと思っております。

ところが、東川町ではまだ今のところ1基もないということですね。 公共の施設であるとか、民間の施設であるとか、そういった部分ではそ ういう充電施設がないということです。

私思うには、観光客のためとか、関係人口の増加のためには、充電施設も必要でないかなというふうに考えているんですけれども、例えばせんとぴゅあですとかキトウシにそういった充電施設の設置をする見込みがあるのかどうか、その辺りお伺いします。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

今、議員さんからご質問いただきましたように、我が町の姿として、 定住人口もさることながら、移住的な関係人口によって町の活性化を図 ろうということをずっと掲げてきております。

ですから、ご指摘のようなEV車を利用するという方もいらっしゃるんだろうと思います。そういう方については、特に自然環境だとか、そういうことを大切にした方も多いのではないかと思っておりますので、今後どんどん増えてくる可能性というのは非常に高い。特に今は脱炭素の問題もありますので、増えてくるのではないかと思います。

ですから、今ご指摘がございましたように、一つは昼間の時間帯に充電できる場所として、多くの人々が集まる場所、集まって、やっぱり充電には少し時間がかかる、30分とか1時間とか、もっとかかる場合もあるかもしれませんが。ですから休憩できるような場所を備えたところ。今ご指摘のせんとぴゅあであるとか、道の駅であるとか、或いはZenのようなところとか、そういう公共施設のところに設置をするということについて考えていきたいと思いますし、もう一つはEV車の充電というのは、どちらかというと深夜、夜間に充電をするという例が多いんではないかと思いますので、宿泊施設のところにも設置をするということで考えていきたいと思っています。例えばキトウシのケビンの周辺とか、そんなところを考えていくことがいいのではないかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長(高橋昭典君)

3番、飯塚達央君。

3番(飯塚 達央君) 具体的には、もう来年度そのような、今考えていくということでしたが、検討はどのようなタイミングとか具体的なことがあれば教えていただけますか。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

今飯塚議員からもご質問をいただきましたし、内部の方でも検討をしてきておりまして、できる限り早い時期ということでありますから、来年度、何基か設置をしたいということで計画をいたしております。

議長(高橋昭典君)

3番、飯塚達央君。

3番(飯塚 達央君) 以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長(高橋 昭典君)

以上で飯塚議員の一般質問を終ります。 引き続き、11番、鶴間松彦議員。 鶴間議員の一般質問は「一問一答方式」を選択しています。 制限時間は、場内時計10時56分です。 5分前にはお知らせいたします。

11番 (鶴間 松彦君)

私は通告通り地球温暖化防止についての東川町での取り組みと高齢者の福祉についてお伺いをしたいというふうに思っております。

最初に温暖化防止の東川町の取り組みについてお伺いをいたしますけれども、今、世界中で地球温暖化防止ということが重要な課題として取り上げられております。ご承知の通りイギリスで行われた、11月13日までグラスゴーというところで行われたCOP26という世界的な会議の中でも、石炭火力発電などを廃止して、再生可能エネルギーの転換ということが決議をされて、世界中がそういった動きをしております。特に発展途上国が中心になってこういったことを推進しているというふうに聞いております。

しかし、残念ながら、日本政府はそこの会議の演説の中で火力発電とか原発を推進するということで削減というふうには、非常に積極的な面ではなくて、逆に消極的で、化石賞というような、そういうような賞をいただいたというようなことも伝わっております。

そういう国の姿勢はありながらも、やはり東川町においてどのように 取り組むかということが非常に大事だろうと思っております。

特に、東川町には世界に誇る大雪山国立公園があります。その中心である北海道最高峰の旭岳を有している訳でして、この大自然をしっかり守っていくという点でも、地区環境を保存する活動ということに積極的に取り組む意味があるのではないかと。

さらに、そういうことを通じて、東川町のイメージアップにつながっていくんではないかというふうに思っておりまして、関連する質問をさせていただきます。

まず最初に、現在、東川町が再生可能エネルギーの活用について、様々な補助金を出しておりますけども、こういったことについて、太陽光やら、その他のエネルギーについての補助金の実績についてお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

ただいま東川町が補助を指摘した内容についてというご質問でございました。

この質問に対して、一つは、再生エネルギーを作り出すと。そういう支援と、もう一つは、エネルギーを他のものに、必然的なものに変えるとか、或いは大気中の二酸化炭素を安定化させると。こういうような視点の補助と2つございますので、まず、一つは、直接電源確保につながるような補助でありますけれども、太陽光の発電パネルの設置ということについて、平成23年度から7年間の平成29年までで支援をしておりますが、この件数が62件で、1,297万1,000円となっております。1kW当たり7万円ということで、21万円を限度として補助をしてきた訳であり

ますが、平成30年から国の支援も廃止をされたというようなことから、現在は支援を行っていないという状況になっているところであります。

それから、もう一つは、化石燃料といいましょうか、再生エネルギー以外の燃料の縮減の視点からの支援でありますけれども、一つは薪ストーブというものについて、平成26年度から現在も支援をいたしておりますけども、薪ストーブの設置を支援いたしておりまして、平成26年度から112件、3,776万8,000円の支援を継続中ということでございます。

それから、気密性の高い住宅を造り、燃料の縮減を図ろうと。こういう視点から、きた住まいるの建設推進事業を行っておりますけれども、これが平成26年から127件、合計で2億550万円の支援を行っております。

その他、二世帯住宅だとか、一般景観住宅の保全などにも支援をしている訳でありますし、また、民間の支援ということでは、バイオマスの利用だとか、そういったところに対する支援なども行ってきておるところでございます。

以上です。

議長(高橋昭典君)

11番、鶴間松彦君。

11番 (鶴間 松彦君) ただいまお伺いしたところによりますと、相当大きな成果を上げているのではないかなというふうに思っております。

この後質問、自治体で取り組んでいる、実際に設置していることについてお伺いいたしますけれども、今回答いただいたことについてお伺いをしたいと思うんですけれども、太陽光発電について国の補助が30年から廃止されたと。それに伴って町の補助も廃止したというふうにお伺いいたしましたけれども、そういう認識でよろしいのかどうなのか。

それで、その他に国はなくなったということですけども、北海道では どのような補助体制があるのか、わかれば教えていただきたいなという ふうに思っております。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 北海道の支援の体制についてはちょっと私は承知しておりませんので、矢ノ目課長の方から答弁をさせたいと思います。

議長(高橋昭典君)

都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課 長 (矢ノ目 俊之君) ただいまご質問ありました太陽光発電の変遷の中での話なんですけども、平成23年度から29年度まで補助を行っておりまして、実際に交付金が切れたのが、平成24年度までで、25年度から交付金は切れております。その中でも5年間継続してきたんですが、その間、新たに発電をするということだけではなくて、高気密、高断熱の住宅を造ることによってエネルギー消費を減らすということも考えた補助が他にも新たに、先程説明ありましたきた住まいる等もありましたので、そちらにシフトをして、そちらの財源を有効に活用するということになっております。

また、今現在、住宅に関係する補助であったものですから、住宅に関

係する補助については現在こちらで承知している補助はございません。

議長(高橋昭典君)

11番、鶴間松彦君。

11番 (鶴間 松彦君)

そうしますと、太陽光については、個人の太陽光の設備については、 国、道共に、町も補助は今ないということな訳ですけども、実は最近太 陽光を設置する家庭がまた増えているということが聞かれております。

そして、今年になってからですけれども、この近隣町村でも3つ、4 つの自治体が新たに独自に太陽光パネルへの設置に対して補助を出し ているという実績がございます。

調べたところ、北海道179自治体の中でおよそ50自治体程度、二十七、 八%の自治体が新たに独自の太陽光に対する補助制度を設けて普及を しているということが言われておりまして、公表もされております。

それで、いただいた表によりますと、例えば、29年度まで、最初は2桁ぐらいの申請があったようですけども、あとは1桁、6件ぐらいということで推移して、設置が少し鈍ってきたのかなというふうに思ったりもしておりますけども、実は、当初は発電して北電に売る価格が48円ぐらいからスタートしている訳です。実は、私、個人的ですけど、私も設置させていただいて、42円だったんです、当時は。今いくらになっているかといいますと、1kW当たり17円なんです。ですから、北電に売電するとそんなにメリットがないというのが表面的に出てくるんです。

ところが、私たちが北電さんから電気を買う場合、契約の内容にもよりますけれども、1kW当たり大体30円から40円なんです。

高い北電さんの電気を買うよりは、売らないで自分で消費するという人が増えてきているということなんです。最近設置が増えているのは。

そして、当初私たちが入れた頃は、200万、300万と非常に高い設置料だった。一般家庭でも。ところが、今は100万円程度でつくということなんです。

それも、パネル1枚の容量、発電能力が高くなっていると。当時は、3. いくらぐらいだったと思うんですけど、今5kWぐらいするんだそうです。2倍ぐらい能力が上がっていると。そして、価格も安くなっていると。そういうこともあって、蓄電池も必要になってきているということもありますけれども、今、自宅でつける方が増えてきているというのが実態のようであります。

それで、私は、せっかく太陽光発電というのは非常に効率がいいし、各家庭においても、さっきも言いましたように、30円から40円の価格で買うよりも、自分で発電してやった方が経済的に有利だということが家庭の中でもわかっております。

実際には、その家庭によりますけど、月5,000円から1万円の範囲で節約になると。30%から35%ぐらい節約になるんです。

そういうことから考えれば、希望する世帯に対して、町独自の補助制度を復活させて推進してはどうかなというふうに思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

私、再生可能エネルギーを否定するものでは全くありません。

しかし、よく見てみますと、一つの大きな問題も含まれているのではないかと思います。

鶴間議員が仰った固定価格の買取制度というものが法律でもって定められている。そのことによって、電気を使っている家庭は、いわゆる所得の多寡に関係なく、電気量の使用に応じてそれを納めている訳です。

これは全体どれぐらい納めているかといいますと、約3兆円近く国民は納めている。3兆円というと、消費税の1.5%ぐらいに相当するんではないかと思うんです。

消費税の問題については、これは上げるなという話が非常に多い訳ですけれども、この買取価格制度というのは、1 kW、当初始まった時には0.22円だったんです。今いくらになっているかというと3円ぐらいになっているんじゃないかと思うんです。10倍以上になっている。ですから、どんな家庭であっても、ひと月600円から700円ぐらい、或いは1,000円ぐらいの負担増になっている。年間にしますと、いわば1万円近く、或いは1万円を超える世帯もあるのではないかと思います。

これだけ年金が上がらないような中で、太陽光の発電をどんどんして、電気でもってそういう人から賦課を取るということについては、鶴間議員は反対されるのではないかと、そういう立場に僕はいるんですけれども。

それで、私は、現在発電している電気。これをいかに効率的に使うのか。電気というのはなかなか調整が利かないので、一旦発電すれば24時間同じようなことでいく。最近は何かちょっと調整しているようですけども。深夜料金のようなものが安いとすれば、深夜料金のようなものを上手く活用するようなことを考えるということも一つ手ではないかと思うんです。

ですから、これちょっとよく調べておりませんけども、調べていないでのお話であれですけれども、深夜料金が安いとすれば、その深夜料金を蓄電する。蓄電をして、それを昼間に使う。その蓄電した昼間に使う電気の余力を今度生産性の方へ振り向けていくということで、全体的な発電量については抑制できるというような方向でいくのも一つの方法ではないかと思っておりますので。

ですから、蓄電についてよく調べてみなきゃいけませんが、支援をするとすれば、そういう蓄電の在り方に対して支援をするということは考えられるのではないかと思います。

それから、太陽光パネルについては、つける人とつけない人というのは、所得の多寡や何かによっても変わってきますので非常に難しいところがありますが、特別賦課がなくなるというようなことになれば、これは何らかの形で支援をするということはいいのではないかと思いますけれども。

国が支援を復活でもさせればまた別でしょうけれども、そうではなくて公平に恩恵に浴するようなことをするとすれば、今お話を申し上げましたような蓄電で全体的な電力を増やさない。そして、有効に活用するということが理にかなっているのではないかと思います。

これは理想的な話でありまして、現実的にどうかというのはよく調べておりませんが、北電のような場合は、昼夜問わず一定料金というふうな話も聞きました。それ以外のところは、例えば、27円で17円とか、7、8円か10円ぐらいの差があるのかもしれません。

それから、今北電の価格が先程30円ぐらいになっているというお話がございましたけれども、それは多分、FITといいましょうか、固定買取価格の3円ぐらいのものを足してなっているんだと思うんです。本来はもっと安く支払うことができるんではないかというふうに思いますので、その辺のバランスなんかも考えながら支援をするということが大切なことではないかと思います。

議長(高橋昭典君)

11番、鶴間松彦君。

11番 (鶴間 松彦君)

町長から反問されたような感じでございまして。

先程町長言われたように、確かに私たちの払っている電力料金の中には、太陽光パネルに対する賦課が入っております。金額はちょっと私もわかりません。間違いなくそれは引かれているんですね。ですから、太陽光パネルに対する補助なり、或いは買取制度そのものは、全国民が負担している、全世帯が負担しているということは、これは間違いないんですね。

私は、消費税がどうのこうのという話ありましたけども、そうではなくて、本来は国がきちっとそれを負担するべきで、それで推進するべきであって、個人が負担するようなものでないだろうと私は思っています。

このままでいくと、毎年のように北電の電気料が上がっていく訳ですよね。ですから、買取制度は10年間最低続く訳ですけども、その負担を、私たちに負担させるんではなくて、国できちっと負担する、或いは電力会社で負担をするというような形にしていく方向も、これはまた必要だろうと一方では思っております。

それから、太陽光パネルを設置する人は、じゃあ何も負担していないかといったらそうではないんですね。先程、最初の頃は300万、400万という高いお金で設置した。最近は100万程度で設置できるってお話をしましたけれども、それでもなおかつ設置する人は自己負担しているんですよ。相当な。設備については。

これ話別になりますけども、薪ストーブでも、新規に入れると、二次 燃焼質のものは最低でも50万前後する訳ですよね。煙突にも100万ぐら いかかる訳です。

ですから、地球温暖化のために再生可能エネルギーを使うというその 決意は、自分もある程度負担をするんだという、設置者がそういう気持 ちを持ちながらやっている訳です。

ですから、そういう努力もやっぱり私酌んでほしいなというふうに思 うんです。

そういう一時的な努力がなければ物事というのは進んでいかないん だろうと思うんです。

それで、そういう決意に対して、自治体や国がどういう支援ができるのか、二酸化炭素を減らすんだということに対する支援をどうするのかということが問われてくるんだろうというふうに思います。

そういうことから考えれば、先程言った買取制度の全国民の負担というのはあるべきではないというふうに思っている訳です。

可能であれば、是非太陽光パネルの設置、それから、先程町長は蓄電設備への支援はあり得るかもしれないと話もされましたけれども、併せて検討をしていただきたいなというふうに思っております。

その点何かありましたらお願いします。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 先程お話申し上げておりますように、蓄電機も含めて太陽光パネル、或いは再生エネルギーというのはそこだけではありませんので、水力なんかもうちの場合はありますから、水力の再開発ということもあるでしょうし、或いはバイオエタノールといいましょうか、そういう点も当然出てくる訳でございますから、総合的に判断をしていきたいと思います。

太陽光パネルを否定するつもりは全くありませんし、公共施設についても、太陽光パネルなんかを使いながら省エネに努め、二酸化炭素の排出を減らそうという考え方であることについては間違いありませんので、また後程出てくるかもしれませんけども、お答えを申し上げたいと思います。

議長(高橋 昭典君)

11番、鶴間松彦君。

11番(鶴間 松彦君) 今町長から水力発電というのもあるというお話も出たので、そちらの方に移りますけれども、再生可能エネルギーというのは非常に幅が広いようでありまして、ただ、東川町の場合は賦存調査を数年前にやった結果ではあまり沢山ないということであります。風力もそんなに起きる訳でもないということで、太陽光が非常に有効ではないかというふうに思っておりますけれども、それで、そういったもの以外を含めて、或いは個人、団体を含めて、今後、小水力発電ですとか、様々なバイオ関係の発電、或いは自然エネルギーの活用ということについて、様々団体、個人が考えたときに、そういったことに支援するということでの町独自の考え方が持てるかどうか。それについてちょっとお伺いをしたいなと。是非そういうことにも相談窓口を設けるなり、支援をするということについてご検討いただけないかということでありますけども、お願いいたします。

議長(高橋 昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

私共としては、まず一つは、電力消費というものを増やさないようにしていくためにどうすべきかということを考えるべきじゃないかと思うんです。

今、世界的に見て二酸化炭素を最も排出しているどの分野かといいますと、電力の分野だと。全体の二酸化炭素排出量の4割は電力関係の分野から排出されたものだと。こう言われております。

ですから、鶴間議員が仰るように、再生可能エネルギーでもって二酸化炭素を減らすということになるのではないかと思います。

ですから、我々としても、そういう中で電力量を増やさないような仕組みをどう作っていくのか。それから、先程石炭という話がございましたけれども、石炭というのは、ガスとか、或いは原油の方から比べると倍ぐらいの排出量になる訳ですから、当然、石炭については国も減らし

ていく方向にいくんではないかと思います。

そういう中で、我々としてどうすべきかというのがございますけれども、水力発電については何か所か水力発電が可能性のあるというところがあると聞いておりますので、そこは電力会社がやるのか、或いは自治体がやるのかというのは当然あるかもしれませんが、そういうもの。それから、太陽光パネルについても、町も積極的に導入していきたいと思っておりまして、これは電力転換というようなところでありましたので、国の支援などが得られれば、そういうふうに進めていきたいと思います。

それから、バイオエタノールの関係ですけれども、これは、やはり諸外国に行きますと、ガソリンにエタノールを10%混ぜるとか20%混ぜるというような、そういうエネルギーでもって石油の消費量を減らして、二酸化炭素を減らそうというような動きもあるし、現実にブラジルのようなところはそういうふうになっているということでございます。

ですから、我々としては支援をしないということではなくて、一緒に住民の皆さんと取り組んでいけるところについては積極的に支援をしたいと思います。

それから、もう一つは、直接電力を増やすというか、代替するというのではなくて、電力量を使わないと。ですから、住宅の関係であるとか、或いは木材の支援の関係であるとか、そういったところも考えていかなきゃいけないと思いますが、いずれにしても、我々が考えていかなきゃいけないのは、どういう社会をつくっていくかというときに、過密からやはり適疎、我々のような適疎の町をつくっていく。それから、もうつは、垂直社会に伸びるのではなくて、やはり水平に伸びるような社会をどうつくっていくのか。それから、コンクリートの社会ではなくて木造社会をどうつくっていくかという、そういう社会変化というものにも取り組みながら、我々としては省エネ、二酸化炭素の削減についてしっかりと実行していくことが大切ではないかと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

議長(高橋 昭典君)

11番、鶴間松彦君。

11番(鶴間 松彦君) 基本的な考えをお伺いして大変参考になりました。

続いて、さっき町長からも出ましたように、町の施設でどの程度経済効果があるかということで、特に太陽光パネル、或いはヒートポンプですか。地中熱の発電が、設備があるかと思いますけれども、これについて実績をちょっとお知らせをいただきたいということと、それに関連して、私は、効果は非常に大きいというふうに思っておりまして、現在、東川町が所有している施設に順次計画的に太陽光パネルなり、或いは再生可能エネルギーを使うということで、発電をしていくということを考えてはどうかなというふうに思っております。

聞いた話では、12号の終末処理場に町が会社をつくって太陽光発電しております。年間200万ぐらいの発電量があると。それで、それを、昨年の実績では130万ぐらいですか、SEA TO SUMMITやら氷祭りやらに補助として出しているということをお伺いしておりますけれども、こういったことを含めて、町の施設に対してこういった再生可能エネルギーの施設を設置して発電してはどうかというふうに思っておりますけども、い

かがお考えでしょうか。実績も併せてお願いします。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 今まで太陽光パネルを設置してきておりますのは、東川小学校でございます。それから、もう一つは、今ご指摘のございました西部処理区の終末処理場の跡にパネルを設置をいたしておりますし、或いは第3地区のコミュニティセンター、或いは改善センター、共生サロンのここりん、こういうところで使っておりますけれども、東川小学校については52kWぐらいということでございまして、発電量は大体5万kWから5万5,000、5万8,000kWぐらいの、上下30%ぐらいの幅はありますけれども、そういうことになっておりまして、実際に自分のところで使って、そして、残りを売電しているというようなことでございますので、最初から全部売電にはなっていないので、全体的な効果というのは、金銭的に弾くというのは非常に難しい訳ですけども、消費電力量の売却以外は自家消費をしているということであります。その他については、自家の消費に充てられているということでございます。

終末処理場でありますけれども、ここも大体 5 万 k W ぐらいの発電でありまして、今言ったように200万ぐらいのものということになっておりますので、それなりの効果があると。東川小学校の金額に換算すれば大体同規模でございますから、200万円ぐらいのプラス、先程言った金額に200万円ぐらい足せば効果が出てくるということだろうと思います。

第3地区についても10kWぐらいのものをつけておりますけれども、金額については、これ売電がなしでございますので、わかっておりません。改善センターもそうでありますし、ここりんもそうでございますが、自家消費に使っているということでございます。

その他、これちょっと質問になかったんですけども、ヒートポンプを 使ったり、採用して経費の縮減に努めているというところでございま す。

議長(高橋 昭典君)

11番、鶴間松彦君。

11番 (鶴間 松彦君) いただいた資料によりますと、算定が非常に難しいんですけれども、概算で推定しますと最低年間500万以上の効果が、町が所有する施設の中で発電されて経済効果を上げているということが言えるんじゃないかというふうに思うんです。それ以上だと思うんですけども、最低そのぐらいはあるんだろうと思います。

それで、二酸化炭素の削減を進めていくという点で太陽光パネルの発電が非常に有効だということで、是非他の施設についても設置するという方向についてはいかがお考えでしょうか。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 質問をいただき、漏れておりまして申し訳ありません。

我々としては、できる限り省エネのタイプのものを進めていこう。そして、再生可能エネルギーが利用できるようなものについては利用していこうということにしております。

1つ大きな問題になってきますのは、景観条例との関係であるとか、 或いは写真の町ということで、非常に景観にいい町づくりを進めていこ うとしておりますときに、太陽光パネルと施設との調和、或いは周辺と の調和というものがどうなのかというところもあります。

今、キトウシの方にキトウシの温泉整備を進めようとしておりますけれども、これについても、できる限りパネルの太陽光発電を活用しようということで、そういう提案なども関係者からいただいておりますので、国の補助といいましょうか、民間の方の支援を得ながら、町の最小負担の経費で行うとすれば、そういうところも検討していこうとしておりますので、できる限り再生エネルギーを使うということと、省エネタイプのものにしていきたいと考えております。

議長(高橋 昭典君)

11番、鶴間松彦君。

11番 (鶴間 松彦君) この項の最後にしたいと思います。

先程飯塚議員から電気自動車に対するコンセントの話が出ました。私はまず自治体として使う車、これから更新もしてくるんだろうと思うんですけども、やはり自治体としても電気自動車を活用するということが今後必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、お考えをお伺いしたいと思います。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

今色々なところから車をリースしたりしておりますけども、どちらかいうとハイブリッドの関係で進めてきておりますが、電気の関係について、COP26の中でも電気自動車に対する、日本はあまり積極的ではありませんでしたけれども、世界的に積極的だというふうなこともありますし、日本の国の文化を見れば、ヨーロッパから30年ぐらい遅れているんではないかという分野もある訳です。ですから、ヨーロッパを見習おうとすれば、電気自動車のようなものも当然視野に入れながら検討していく必要があるのではないかと思いますので、十分検討させていただきたいと思います。

議長(高橋 昭典君)

11番、鶴間松彦君。

11番 (鶴間 松彦君) よろしくお願いしたいと思います。

次の高齢者福祉についてお伺いいたしたいと思います。

時間がありませんので、絞って質問させていただきます。

最初に、町内における高齢化率、或いは独居老人、或いは高齢夫婦世

帯の人数、そういった情報についてお伺いしたいと思います。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 現在、65歳以上の世帯でございますけども、1,415世帯ということになっておりますし、高齢化率の関係でいきますと、32.4というような数字になっております。

議長(高橋昭典君)

11番、鶴間松彦君。

11番 (鶴間 松彦君) 加えて、いただいた資料をちょっと説明させていただきますと、高齢化率32.4%、65歳以上の人口が2,723人いると。その中で、独居、お一人でお暮らしになっている65歳以上の方は778人いると。2,700人のうちの28%ぐらいになる訳ですね。さらに、その中の75歳以上の独居の方というのは541人、20%あるということになります。

さらに、高齢者夫婦等、いわゆる2人でお住まい方の65歳以上は637世帯、75歳以上になると278世帯ということで、団塊の世代を中心として高齢化も進んでいくのは間違いないことでございまして、そういう意味では、東川町も様々な施策を取って高齢者の福祉充実のために頑張っていると私は思っております。

例えば、診療所の窓口負担の軽減の問題やら、或いはタクシーチケットの配付、こういったことでは一定の施策をしているんではないかなというふうに思っております。

ただ、最近、独居老人、やはり1人で生活するというのは不安が多い 訳でして、町では見守り訪問ですとか、そういうことをされているんだ ろうと思うんです。

やはり独居老人についてはきちんと、件数まで把握されている訳ですから、最低一度でも訪問をして、そして、どういう状況になっているのかという懇談をする必要があるのではないかなというふうに思っております

町でいくつか見守り訪問ですとか、或いは民生委員さんの訪問とか聞いておりますけれども、その辺のシステムはどんなふうになっているのかお伺いしたいなというふうに思います。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

独居老人の方々に対します支援というのは、訪問関係についてはそれ ぞれ担当の課長から報告をさせたいと思います。

私共が安心安全を確保するために取っております一つの施策としては、安心安全の機器の設置事業に対する支援のようなもの。それから、緊急通報装置の貸与事業というようなものに取り組んできておりますが、それほど数が多いというものではございません。

いずれにしましても、高齢者の方々のニーズというのは多様化している訳です。地域の中で暮らし続けたいという方もいらっしゃいますし、そうではなくて、もっと街なかへ来て便利なところで暮らしたいという方もいらっしゃる訳でありまして、そういった多様化するニーズに対し

てどう我々は応えていくのか。画一的に応えるのではなくて、きめ細かな対応をしていくということが必要ではないかと思います。

議会の皆さんともそういうところでしっかりと共有し、対応していくことが必要だと思います。

今後、私共としては、地域のコミセンの方々とも協議をしながら、地域の高齢者の問題、或いは独居老人の方々の対応をどうするのがいいのか。中央へ出てもらって、中央で安心する、或いはそうじゃなくて、見守りのような制度を持ちながら安全確認をする。そういうようなことも含めて総合的に検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

議長(高橋昭典君)

保健福祉課長、佐々木英樹君。

保健福祉課 長(佐々木 英樹君) 先程のご質問ありました見守り体制についてでございますけども、民 生委員のご協力いただきまして、先程ありました高齢者の世帯ですとか 独居老人の方の情報を提供しまして、情報共有を行っているところでご ざいますけども、訪問を行う年齢については特に定めはないんですが、 情報交換する中で、気になるご家庭について適宜訪問しているという状 況になっております。

ただ、昨年度と今年度については、コロナの感染症の影響の関係から、 直接訪問は控えまして、インターフォン鳴らさず、外から様子を伺うと いうような見守り体制を取ったところでございます。

ただ、今年度、見守り体制強化しまして、地域ケア会議の中で、認知症初期集中支援チームがございますので、ここと連携しまして、今まで訪問対象となっていなかったご家庭に順次見守り訪問を開始しているところでございます。

以上です。

議長(高橋 昭典君) あと6分です。 11番、鶴間松彦君。

11番 (鶴間 松彦君) 先程町長が地域の方と協議をして、新しい検討したいということでしたので、是非それに期待をしたいなというふうに思います。

それから、訪問も是非、今課長が言われたような形で、年齢問わず、 不安に思っておられる方のところに是非一度足を運んでいただきたい なと思います。

細かいことで2つほどお願いをしておきたいと思います。

緊急通報システムですね。私3年ほど前にお願いをした件がございます。そうすると、デジタルなのかアナログなのか、電話ですね。電話機使う訳ですけども、それによって機械が設置されないということがわかりました。

それで、先程この質問に関して課の方へお伺いをしましたら、今は両 方使えるということになっていて、電話回線がいずれにしても必要だと いうことでございます。

最近のお年寄りの方も携帯電話1本だけで固定電話をつけていないという例もかなりあるというふうに聞いております。

それで、固定電話が必要であれば、それを町が安価でレンタルでも貸与をして、希望者には緊急通報システムを設置するという方法を考えていただけないかなというのが一つと、それから、やはり冬になりますと除雪が大変です。高齢者夫婦の方々も皆さんそういうふうに仰っております。

間口除雪サービスですとか戸口サービスというのがありますけれども、前にも質問しておりますけど、制限がちょっときつくてなかなか該当しないというようなことも聞いております。

それで、それぞれの家庭の状況によって弾力的に運用していただけないかなというふうに思っておりますけれども、この2点についてお伺いをしたいと思います。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

今の2点、まず一つは、緊急通報の関係でございますけれども、今デジタル、或いは防災無線等の中で検討しておりますので、それらも含めて、地域の高齢者が安心して緊急通報、連絡ができるような体制が取れるかどうか含めて検討させていただきたいと思います。

それから、除雪の関係ですけれども、65歳以上という方は、もう大半が65歳以上になってきておる訳でして、そうすると、間口除雪をする場合も、1軒置いて次とかということになるので、どういう形が一番効率的なのかを含めて考えさせてもらいたいと思います。一律全部やった方がいいのかどうかもありますので、総合的に検討させていただくことをお願い申し上げたいと思います。

それから、もう一つ、高齢者の関係の生活支援ということで、質問になかったかもしれませんけれども、今、私共の方の都市建設課と税務定住課の方で検討しておりますのは、下水道の料金について1人から3人までは同じ料金でございました。

ところが、高齢者世帯については、年金も上がらない。それから、コロナの中で物価も非常に上がっていくというようなことでありましたので、どれぐらい減免できるかわかりませんけれども、そういう点についても負担を減らすことができるような方向で進めているということでありますので、3月議会には提案できるのではないかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長(高橋 昭典君) 11番、鶴間松彦君。

11番(鶴間 松彦君) 大変前向きなご返答をいただきまして、特に高齢者の方々の要望というのは非常に、先程町長も仰ったように多様化していて、個別に全部違うんだろうと思うんです。

そういう点では、是非積極的な検討をしていただいて、前向きな制度 を作っていただきたいなというふうに思っております。

また、どうしても家庭で過ごしたいという高齢者もおりまして、その家庭の方々の介護というのは、どうしても女性の方々に負担が増えてきているというのが、いくら介護保険制度があったとしても、そういう実態はまだまだ沢山ある訳で、そういう方々に対する配慮も含めて検討していただきますように要請をして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長(高橋昭典君)

以上で、鶴間議員の一般質問を終ります。 休憩に入ります。再開は、11 時 05 分。(休憩宣言、10 時 55 分)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。(再開宣言、11 時 06 分) 引き続き8番、安原芳博議員。

安原議員の一般質問は「一問一答方式」を選択しています。 制限時間は、場内時計11時52分です。

8番(安原 芳博君) それでは、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス関連について、発言をさせていただきます。

現在、日本での新型コロナの感染者は、小康状態が続いております。今日の新聞ですと、昨日は日本で136名という、9月20日に緊急事態宣言が解除になりまして、その後、こんなに12月半過ぎてもこの状態が続いているという予想は一つもできなかった訳でありますが、しかし、ヨーロッパにおいては、まさに10月、11月に引き続き、パンデミックの真っ最中と申しますか、ヨーロッパはよく、イギリス含めて4万人台だ、5万人台だと、1日に感染者が出ておられますけども、ドイツなんかは、昨日は9万人と、亡くなられる方が10万人を超えたと。日本から比べますと、感染者も死亡者も1桁と、少ないと言っていいぐらい、日本も大きなパンデミックで、8月中は2万5,000人を超す感染者が続出した経緯をたどりながら今に至っておりますけれども、やはり第6波というものをきっちり我々認識し、その備えを強く持って、今後、年末年始、1月を迎えるようにしなければならないと、そういうふうに考えております。

また、オミクロン株が日本でも空港の検疫で検出され、昨日の時点で、 4名ほどご入院等々されているということであります。

日本においても、オミクロン、国立感染研究所等で感染力、またワクチンの効果、抗原性等についての解析調査を進めておられるということでございます。

特に、第5波はデルタ株に圧倒され、病院のひっ迫が続き、自宅待機者が医療を受けられずお亡くなりになると、首都圏中心でありますけれども、そういう状況が続きました。

また、女性、子どもさん、特に昨年度からでありますが、自殺される 女性、子どもさんが特に増えている、そういう状況でもございます。

そういう状況を踏まえて、第5波までの教訓といいますか、東川においても今後の備えという意味で、町長にご発言をいただきたいなと思います。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) これまでの経験を踏まえてということでございました。

今回の感染については、私共、今暮らしている者については、未曾有の感染というようなことになるんではないかと思いますけれども、いくつか学ばさせていただいたことがある訳ですけれども。

一つは、コロナ感染というのをこれだけ沈静化の方向に向かうことができたということは、東川含めてですけれども、自己防衛と、かつ、共

27

にこれを感染を防がなければいけないという、そういう共同意識が非常 に強かったことがあるのではないかと考えております。

それから、また、初めての経験ではございましたけれども、本町の住民並びに職員というのは、冷静に、かつ迅速に対応することができたというふうに考えております。

また、学びとしては、様々なサービスが止まるというようなこともあった訳ですけれども、こういう感染時、災害時だからこそ公務の果たす役割は非常に大きいのではないかということを学んだところでありまして、こういう災害時にサービスを低下させない対応。特に、保育の問題であるとか、学童保育だとか、時間はちょっと、周知をするにはかかりましたけれども、本町としてはしっかりとした対応ができていたのではないかと思います。

それから、ワクチン接種も順位が色々国から示されましたけれども、 我々としては、行政サービスを低下させないようなところを優先して接 種をしたということでありまして、これも住民の深いご理解があっての 上での実施であったと思います。

それから、基本的な予防対策として、先程お話し申し上げましたけれども、自己防衛がしっかりしていたということでありますし、基本的な3密回避であるとか、マスクを着用するとか、手洗いとか、こういったものをしっかり励行していただいたということでありますし、さらにまた、ワクチンについても、接種率はそこそこ上がってきておりまして、これらについては、やはり重症化を防ぐ、或いは感染を抑止するという上で非常に効果があることではないかというふうに考えております。

それから、もう一つ大きなことというのは、公表の問題であります。 感染状況の公表というのは、厚生大臣と都道府県知事が行うということ になっている訳でありまして、町村は北海道と連携、或いは保健所と連 携を取りながら、必要な対応、連携をしていくということでございまし て、例えば集団感染、クラスター感染をしたというような場合について は、公共施設であれば公共施設を公表し、迅速な対応をするというふう になりますけども、個別的なこと、或いは感染経路的なこと、そういっ たことについては、私共は情報を持ち合わせないということでございま すので、この点については住民の皆さんにも深いご理解をお願いを申し 上げたいと考えているところでございます。

また、北海道、或いは保健所、教育委員会、こういったところとの連携もますます緊密に行っていくことが大切なことというふうに学ばさせていただいたところでございます。

いくつかその他にもありますけれども、細かい点は省略をさせていただきたいと思います。

議長(高橋昭典君)

8番、安原芳博君。

8番(安原 芳博君)

町長もやはり町の責任者として色々対応もされたと思います。

うちの母親、ショートステイで羽衣園に行ってステイをし、また、帰ってきている訳でありますけれども、羽衣園の職員さんの中で濃厚接触者という連絡が来て、羽衣園も非常に、窓を開け、対応に追われた中で、一番助かったのが、東川町から抗原検査キットをいただいて、全員の入所の皆さんにも使っていただいたというようなことも聞いております。

また、やはり日本の習慣として、マスクが、これは第2のワクチンに

なっているんだろうと。そして、日本でいう3密という言葉が、これ世界の流行語にもなっていたというお話も聞く訳でありますが、しかし、やはり第6次に向けての準備が必要だと、そういうふうに思う訳でございます。

そういうことで、多くの国では、病院、診療所は平時から日本の保健 所が持つ公衆衛生の機能を担っているということでございまして、医療 機関にも多くの補助金が出されている訳でございます。

地域一体となる医療機関の再構築というんですかね。そういったもの を今後とも考えていく必要があろうかと思います。

日本は、病床数、OECDの調査の中でも1,000人当たり病床数は2倍はあるんですね。マイナスは、1,000人当たりの医者はOECD平均には及ばないようでありますけれども、そういう中で、自宅待機者がお医者さんの診療も受けずに亡くなると。こういう事態を招く。日本は、先程も言いましたように、最多が約2万6,000近く、2万5,000台が続いた、この影響はあると思いますが、そういう中においても、ベッド数は2倍もあるということが、どうしても頭に残る訳でございます。これは、私は政治の責任であろうと。また、法律をもって改善すべきだろうというふうに考えております。

第6次に備えるという意味合いも持って、あと3つほど書いてきましたけれども、前回一般質問させていただいたときには、PCR検査機器を東川に設置してはどうかと。しかし、その検査技師さんも必要で、見合わせてきたということでありますけれども、ソフトバンクのPCR検査の北海道センター、これをいざというときに利用するお考えはないかと。

また、抗原検査キットの全世帯配布、時期は別にしまして、そういう お考えはないのかと。

もう一つは、パルスオキシメーターの貸出し、また、購入者への補助。 コロナというのは、まず、呼吸器、肺がやられますから、呼吸困難で亡 くなるという場合が、合併症等もありますけれども、これが一番という ことで、コロナ用の酸素濃縮器の貸出し、自宅、もしもそういう状況が 生まれた場合には、何台か用意できるという体制について、この辺ご答 弁をいただきたいと思います。

議長(高橋 昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

ただいま3点ほどのご質問をいただいたというふうに考えておりますが、一つは、ソフトバンクのPCR検査センターへの利用は考えられないのかということでございますけれども。

先日、町立診療所の方とも協議をさせていただきましたけれども、現在のところ利用する考え方は持っていないと。私共もそういうことでいいのではないかと考えております。

と言いますのは、検査をすることによって証明書が出る訳でもない訳です。ですから、いち早く感染状況を把握するとすれば、センターでなくても、発熱外来なんかも設置をいたしておりますし、簡易キットのような抗原検査もあるということでございますので、そういったものを活用していただいて早期に把握をするということがいいのではないかと考えております。

今お話を申し上げました抗原検査キットですけれども、いずれにして

も、発熱すれば発熱外来に来ていただいてしっかり対応すると。それから、発熱をしないためには、コロナなのか、インフルエンザなのか、風邪なのかということもありますので、インフルエンザワクチン、今年は数が非常に少ないようでございますが、これも追加で今申込みをいたしておりますので、出来る限り早く受けていただいて、発熱症状が出ないような体制を取っておくということが大切ではないかと思っています。

ですから、発熱が出た場合には発熱外来、出なくとも検査をしようと すれば簡易キットのようなもので検査を自らやっていただくというこ とがいいのではないかと考えております。

それから、パルスオキシメーター。これは、我々もそうですけれども、 肺の機能がどうなっているかということでありまして、指先に挟んで血 管内の酸素の濃度か何かを測るものではないかと思います。

これは、症状が、測る前に体の異変というのが多分出てくるんだと思います。私も使って入院したことがありますけれども、何か呼吸が厳しくなりまして、行ったらそれがつけられてということがありますから、我々としては、普段の健康をしっかり把握をするという意味で、自分のメーターが一体平常時どれくらいあるのかということを把握しておりまいうことでは必要なことだと思いますので、各戸に配布をするとかは必要なことだと思いますので、各戸に配布をするとか、直草館に置いてありますかね。或いはせんとぴゅあと度であるとか、道草館に置いてありますかね。或いはせんとぴゅあと変であるとか、道草館に置いてありますかね。するようなことではなくて、公の場の多くの人が出入りまりますので、各戸ということではなくて、公の場の多くの人が出入ります。

以上でございます。

議長(高橋昭典君)

8番、安原芳博君。

8番(安原 芳博君)

酸素濃縮器はお話ししたんだった。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 酸素の吸入貸出しのご質問がございましたけれども、これについては、どういうことができるのか、内部で十分検討させていただいて、必要に応じて対応できるようにしたいと思います。

まず、酸素の吸入の関係についてはもう少し時間をいただいて調査をさせてください。

議長(高橋 昭典君)

8番、安原芳博君。

8番(安原 芳博君) ソフトバンクの検査センターの利用というのは、これは有事の間と、 まずそういう私認識をしております。

30

これは札幌市等々についても、色々協約をし、感染時の多い、病院も札幌でもひっ迫をしておりましたので、そういうときに、協力関係の中で、ソフトバンクのPCR検査を、これ大量にできますから、何千単位で1日ででき、次の日報告と。ちょっと調べましたら、北海道でも140近い自治体、また、地域で活用をされたと。

これは、私は、何故そうされたのかというと、やっぱり大きなクラスターだと思うんですね。介護施設は高齢者が入っておられます。そして、必ずと言っていいぐらい基礎疾患を持っておられると。こういうことを阻止するには、また、素早く検査をさせるには、やっぱりこういうところを利用するのも念頭に入れておかなければならないと。

厚労省で、あっちこっちで1回3,000円だとか、全国各地にPCR検査場があります。これは、機能について厚労省が認可されてないので参考までということでありますが、このソフトバンクは、かなり地域の自治体との信頼関係があると。東京のセンターには、九州の自治体からも、やはり高齢者施設のことを考えれば、クラスターを考えれば、職員、また、入所者を守るために活用をされたと。東京都内の区においても、そうされて、無症状の職員さんを3人ぐらい発見されたとか、そういう報道もなされております。

念頭には、町長、入れておいていただきたいんですけど、再度ご発言 お願いします。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

今お話をいただきました。我々としても、感染者を出さない、そして、 感染状況を早期に把握をすると。感染拡大につながっていかないという 対応を取るということは極めて重要であるということは共通の認識だ と考えております。

一つ、先程高齢者施設の例を出していただきましたけれども、入居者というのは殆ど外出されない訳でありまして、入所している高齢者の方が感染するとすれば、外から入ってきて感染をするというふうになると思います。外から一番入ってくるのは誰かというと、そこで働いている職員の方々でありますので、そういった方々の検査というものをしっかり行っていくというのは大切なことではないかと思っておりますので、その辺の充実、強化を施設等と共有をしながら進めていきたいと思います。

さらに、今お話がございましたような、重要なことは、やはり無症状の方がいるということでございます。無症状の方をどう把握をしていくかということと、それから、こういうところで検査をしたら、検査の有効期間は何日かというと、数日間ぐらいしかないと、こういうことでありますので、検査して、また検査、検査ということになっていきますから、最悪、抗原検査、或いは外来発熱のところなどが利用できないということもあるので、今ご指摘をいただいた点、緊急事態については、こういうところの利用も含めて考えていくことが大切ではないかと考えております。

議長(高橋 昭典君)

8番、安原芳博君。

8番(安原 芳博君) ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。

先程もお話に出た東川の診療所で、昨年10月でしたか、11月でしたか、 発熱外来を立ち上げていただき、定量抗原検査を実施していただいております。

これも普通の方と見分けがつかないウイルスであります。

また、町長が仰った、無症状ですね。発症2日前からウイルスを出すと。この2日前から1週間ぐらいが最も出す。そして、これは、微熱でも熱が出てかかる、無症状の方は特にそうだと。ちょっと咳があるとか、そういう症状でかかっておられるというのが50%で、熱が出たからちょっと検査に、外来行こうかという、熱というのは50%以下らしいですね。そして、無症状の方は、全体で、無症状で何かのきっかけで検査されて発見されるというのは、感染者の20%ぐらいおられるというようなデータがあるようでありますけれども。

そういう中で、この東川診療所で、2回目接種は12月いっぱいまでしていただけるのか。また、東川診療所で、抗体カクテル、点滴療法だとか、経口薬、飲み薬が認可になった場合に、東川の診療所で取り扱うことができるのか、その辺ご説明いただきたいと思います。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 2回目の接種の話ですね。1回受けたけど、2回目を受けてない方の。 これについては、接種ができるということですので、曜日等が指定され ているようですので、後程、市川副町長の方から答弁をさせたいと思い ます。

それから、もう一つ何でしたっけ。これでよろしいんでしたか。

8番(安原 芳博君) 軽症者に発症5日以内にする抗体カクテル、点滴のが出ていますね。2種類のお薬を点滴で打つ。

町長(松岡 市郎君) そこを全く把握をしておりませんで、医学的なことについては専門でございませんので答弁できませんけれども、とにかく、我々素人にとりまして何が大切かということは、ワクチン接種を図るということと、それから、日常の予防接種をしっかりする。そのことが無症状の状態であっても重症化しない道だと思います。

ですから、今安原議員が仰ったように、1回したけど2回目していない、或いは3回目につながっていくためにも、ワクチンの接種というものを受けていただくということが、無症状の方に出会ったとしても感染防止につながる、或いは万が一感染したとしても重症化につながらない道ではないかというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

専門的なことについては、佐々木課長が聞いているとすれば、佐々木課長の方から答弁をさせたいと思います。

議長(高橋昭典君)

副町長、市川直樹君。

副町長(市)川直樹君)

2回目の接種の話でございます。

ワクチン接種につきましては、1回目、2回目をセットで接種をお願いをしておりますので、1回目の接種を打ち終わった方で、2回目の日にちというのは指定をしております。それの最初が12月20日の方がいらっしゃるということになっております。

数もある程度落ち着いてきておりまして、接種率の方も80%を超えているような状況でございますので、何らかの事情、個人的な事情によって打たれていない方がいくらかいらっしゃるという状況にまできているということでご理解をいただきたいと思います。

また、これから3回目の接種なんかも始まって参りますけども、まだ1回目、2回目打っていない方、この方についても、年明けは1月17日から1回目、2回目まだ打っていない方も接種をスタートさせる。さらに、3回目の接種については、今国の方で言っております8か月置いてからというところの本格的な運用接種につきましては、年明けの2月ぐらいから、2月ですね。

8番(安原 芳博君)

2月からですか。

副町長(市川直樹君)

はい。2回目接種を打ち終わってから8か月という一定のルールがございますので、それの一番、高齢者が東川での接種が始まったところを考えますと、2月14日というところが一つの目安になっております。

ただし、町内在住の方で、医療関係で早めに打たれた方、旭川の医療関係の機関でもっと早く打たれた方については、既に12月からその接種が始まっていくということでございますので、一般的な高齢者から始めた接種については2月からというような状況で今予定をしておりますので、また資料を含めて詳しく後程説明をさせていただきたいと考えております。

8番(安原 芳博君)

医療従事者はもう12月から町立診療所でも始まっているということで。

副町長(市川直樹君)

町立診療所内の医師、看護師だとか、そういった方々を含めて接種した日にちを全部こちらの方で押さえておりますので、その方々には既に接種券の発送が始まっているということです。東川在住の医療関係者の人が旭川に勤務をされている看護師さんだとか、或いは施設に勤めている方、そういった方々については、そちらの方で基本的には3回目の接種を受ける予定で案内が行っているという形で整理をさせていただいております。

以上です。

議長(高橋昭典君)

診療所事務長、金山裕之君。

診療所事務 長(金山裕 之君)

私の方から抗体カクテルについてお答えさせていただきたいんですけれども、まず、抗体カクテル療法というのは、軽症の患者さんに対して重症化を防ぐことを目的とした治療方法でございまして、点滴で投与して、投与後に副作用が生じないかどうか一定時間の経過観察を行うと

いう療法でございます。

この療法を受けられるものの3つの条件があるんですけども、まず、 新型コロナウイルス感染症の重症化につながるリスク因子があるかど うか、或いは酸素投与を必要としない軽症なのかどうか。もう一つ重要 なのが、発症から7日以内なのかどうかということになるんですよね。

8番(安原 芳博君)

5目でなくて7日。

診療所事務 長(金山裕 之君) 7日以内というふうになっております。

議長(高橋昭典君)

安原議員、答弁しているので発言控えてください。

8番(安原 芳博君)

ごめんなさい。

診療所事務 長(金山裕 之君) 発症から7日以内ということになっていますので、つまり発症ということは軽症の陽性者ということになります。

診療所においては、平屋建てという部分と外来と入院が一体の施設、 平屋でなっているものですから、陽性者の受入れのゾーニング、レッド ゾーンを作るというのが極めて難しい施設になっている訳なんですね。 ですので、診療所では、陰性の患者さんとか、そういう部分だけご面倒 を見させていただいているところでございますけども、そういった観点 からも、陽性者を受けられないということから、抗体カクテル療法につ いてはできないという状況になっていることをお答えさせていただき たいと思います。

議長(高橋 昭典君)

あと残り時間6分です。お伝えします。

8番、安原芳博君。

8番(安原 芳博君)

ありがとうございます。

そしたら、これはできないと。

要するに、経口薬も同じですし、抗体カクテルも同じ。感染している 方の検診、治療は東川診療所ではできないと、こういうことですね。わ かりました。

副町長から3回目接種の概要はお話しいただきましたので、12月20日とか、それから始まる東川町のワクチン検査パッケージ、これの概要を説明いただきたいです。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

残り時間5分ぐらいだということでありますので、私から申し上げるよりは担当から詳しく申し上げた方がよろしいのではないかと思いますので、概要は佐々木課長の方から説明をさせたいと思います。

議長(高橋昭典君)

保健福祉課長、佐々木英樹君。

保健福祉課 長(佐々木 英樹君) 先程ご質問ありました通り、12月中旬頃からワクチン接種証明書がデジタル化される予定でありまして、スマートフォン上でも専用アプリから申請いただけるようになります。二次元コード付きで接種証明書が発行されますけども、引き続き紙による証明書についてもご利用いただけることにはなっております。

これまで証明書というのは、海外渡航用ということに限っておりましたけども、デジタル化を機に、従来の海外用に加えまして、主に日本国内で利用を想定した接種証明書も申請いただけるようなこととなります。

また、ワクチンの接種歴の確認についてでございますけども、事業者が、利用者が予防接種証明書等を撮影した画像や写真等の写しでも2回目接種完了していることを確認してもよいということになっております。画面から2回目接種から14日以上経過しているということが確認できればワクチン接種済みということを確認できるということになっております。

また、ワクチン受けない方については、検査結果について、PCR検査等が推奨されておりますけども、検査結果は検体採取から3日以内とされておりますので、この接種証明書を持って検査パッケージという形で今後動いていくという形になります。

町の方も広報等で周知して参りたいと思っておりますので、よろしく お願いいたします。

議長(高橋昭典君)

8番、安原芳博君。

番(安原芳博君)

これで終わらせてもらいます。ありがとうございました。

議長(高橋昭典君)

以上で、安原議員の一般質問を終ります。 昼食休憩に入ります。再開は、13時。(休憩宣言、11時 50分)

定刻より過ぎての再開となります。お詫び申し上げたいと思います。 美しい風景づくり表彰式を行ってございまして、若干時間延長したこと をお詫び申し上げます。

休憩前に引き続き、会議を再開します。(再開宣言、13 時 13 分) 引き続き2番、山家祥幸議員。

山家議員の一般質問は「一問一答方式」を選択しています。 制限時間は、場内時計13時58分です。

2番(山家 祥幸君)

それでは、私の方から2つの質問をさせていただきたいと思います。 1つ目は、高齢者世帯住宅リフォーム支援事業についてということで 質問させていただきます。

当町は、他の町村より高齢者への多くの支援制度が充実していると承知いたしております。

国が定める高齢者の年齢基準は、各省庁や業界にて多少異なりますが、概ね65歳以上が基準のようで、当町も65歳以上となっております。

当町の高齢者世帯の住宅リフォームについて、申請者の基準を設けていますが、基準を満たさず申請できないとの声も聞いております。

先般、道新の記事によりますと、2020年度の日本の平均年収は433万円と出ておりましたが、北海道の平均年収は367万円と格差があります。 算定方法で違いが出ても、国の基準より低いことがうかがわれます。

また、年金だけの収入の方はもっと低くなるので、高齢者の方がリフォームをしたくても、なかなか資金的な面や現在の生活状態では申請ができない方がおります。

引いては、現在の基準を例えば「75歳以上の者が居住していること」 を「70歳以上の者が居住していること」。

次に、「満65歳以上の者が居住している非課税世帯であること」を「満65歳以上の者が居住していること」ということで、非課税を撤廃していただければと思います。

また、所得制限を設けていただきまして、上限は400万円という設定 を考えてみてはいかがでしょうか。

次が、補助率を工事費の2分の1以内、25万円を上限としておりますが、これを上限を40万円に引き上げてみてはいかがでしょうか。

次に、「所有者が本人または1親等」となっておりますが、これを「本人または2親等内の親族」というような形で、申請基準の見直しをしてはいかがでしょうか。町長にお伺いいたします。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

ただいま高齢者の住宅の支援の関係についてご質問いただきましたけれども、本町の場合については2つの支援がございます。一つは高齢者世帯の住宅リフォーム、ただいまご質問のあった件でありますし、もう一つは高齢者住宅バリアフリーの改修事業ということでございます。

高齢者住宅バリアフリー事業の改修は65歳以上の方が対象でありまして、これには対象の所得だとか単身者だとか、そういうような制限はなく、こちらの方は受けられるということでございまして、工事費の2分の1以内で上限が25万円となっております。

ご質問いただきました高齢者世帯住宅リフォーム支援事業ですけれども、これについては、今お話がございましたように様々な制限がある訳ですし、補助率については2分の1以内で上限25万円ということになっております。

リフォーム事業をスタートさせましたのは平成27年からでございまして、当時は上限50万円と。2分の1上限50万円ということで3年間ほど進めてきましたけれども、3年目に一気に152件というふうになりまして、補助の額が5,700万を超えるというような状態になって参りました。予算がパンクをするということもございまして、できる限り多くの方々にこれを受けていただくということがいいのではないかというふうに考えているところでして、平成30年からはリフォーム、以前もリフォームありましたけれども、リフォームを足しますとちょうど上限が50万円と。65歳以上で片方は制限ありませんし、片方は若干制限がありまけれども、こういった組合せによりますと上限50万円までの補助が受けられるということになっておりますので、是非ひとつ、まずは組合せを考えていただくと、そして相談をしていただくということがいいのではないかと思います。

ご提案の中では、年齢の引上げであるとか、或いは所得の非課税の見直しであるとか、所得の上限だとか、或いは補助率の上限だとか、或いは2親等以内の親族というようなことで緩和をしてはというご提言をいただきました。

高齢化をする時代でもありますし、また、この東川町に末永く終の棲家としていただくというようなことも大変重要なことであると思っておりますので、どこまで見直しができるかわかりませんが、特に1親等から2親等、これはどういう事例があるのか具体的に出てきたときにご相談をいただければと思います。所得の制限、その他は非課税世帯というふうになっていますけれども、この辺をどこまで緩和するかということを含めて前向きに検討させていただきたいと。3月の予算時期には提案をさせていただくということで内部検討しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長(高橋昭典君)

2番、山家祥幸君。

2番(山家祥幸君)

非常に前向きなご発言をいただきまして、住宅をリフォームする方たちも大変喜ぶんじゃないかと思います。

実を言うと、当町は他の町よりも高齢者への福祉施策が充実はしておりますけれども、その一つの形のものが高齢者の住宅リフォームと高齢者のバリアフリーの改修事業であると思いますが、実はこのリフォームの要項の一つの中に、町のホームページに申請方法、それから支援内容が表記はされているんですけれども、表示されている資料の一つに、高齢者の暮らしを応援しますという資料がございます。これでございますけれども。これによりますと、最後の行に、この制度は令和3年度限りという明記がされているんでございます。それと、もう一つは、令和3年度東川町高齢者世帯住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱というのも一緒に添付されているんでございますけれども、これには令和3年度限りというような期限が明記されていないんですね。

申請しようとする方が、本来ならば、こちらを見たときに、3年限りでおしまいなのかなという不安と、紛らわしいんじゃないかと思うんですけれども、この辺は継続してずっとしていくのか、それとも今年度限りなのかをお伺いしたいと思います。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

色々な新しいものに、新しい事業に展開をしていくときに、事業の効率性というか、使い道が本当に効果があるのかないのかということを検証しながら進めるということは大変重要なことだと思うんです。

この事業も、先程お話を申し上げましたように、平成27年から進めてきている訳ですので、それぞれ節目節目のようなところで検証をしながら、充実をすべきなのか、或いは廃止をすべきなのかということでありますので、基本的には単年度単年度いきますけれども、継続をしていくという方向であることは間違いないというふうに思います。

特に高齢化社会を迎えておりますし、人口確保というのは非常に重要な課題です。ですから、住み慣れた東川町にいつまでも住み続けていただく。そのためには、住宅の改修というのは非常に大きな役割を果たし

ますので、検証するというような意味もあってこういうことになっているんではないかと思いますが、内部的にはやめるという話はしておりませんので、ご安心をしていただければと思います。

議長(高橋 昭典君) 2番、山家祥幸君。

2番(山家祥幸君)

ありがとうございます。

継続という形で皆さんも支援をしていただけるということで喜んでいることと思います。

次に、そういう形の中で、東川町の高齢者の方は、先程鶴間議員からの質問にもありましたけれども、私が道新か何かで見たところによりますと、東川町の高齢者の人口に占める割合が今年度1月1日の時点で、全道は32.1%なんですけれども、東川町は33.7%と、非常に住みやすいという形の中で高齢者の方が多いんじゃないかと思っております。福祉も含めてですね。

先程の話によりますと、令和3年の11月末時点では32.4%ということで、高齢者の人口に占める割合は下がっているということは、この町に若い人たちが沢山入ってきていて、人口に対して高齢者の方たちのパーセンテージが低くなっているんだと思います。

そういう訳で、先程町長の方からも継続してこの支援事業を行うということなので、そういう訳で高齢者の方たちの福祉を考えた中で、是非これを継続していっていただきたいと思います。

次に、2つ目は、今後の中学校の部活動にということで教育長の方に 質問させてもらいます。

教育の力は、我が国を作り上げた原動力であり、この根幹は学校教育であります。もちろん生涯学習の中の家庭教育も同じでありますが、特に小・中学生、すなわち義務教育の果たす役割は、我が国を作り上げたと言っても過言ではないと思います。

教育の効果は多岐にわたっていますが、ここではあえてスポーツに絞ってお伺いさせていただきます。

スポーツの祭典の代表的なものはオリンピックです。

今夏に開催された東京オリンピックは、スポーツの素晴らしさを多くの喜びと感動を国民に与えたと推測しております。このスポーツの素晴らしさがオリンピックを頂点に裾野が広がって各種大会が開催されております。

この大会を目指し、幼児から小、中、高、大学、一般と、日夜努力がなされています。

大会は「勝った、負けた」の勝敗はつきものですが、勝ってメダルを もらうことを有形とした場合、勝者、敗者の選手がそこまでのプロセス で得た心は無形の財産として残ります。

私は、東川町の子どもたちも、オリンピックとまではいかないとしても、何かを目指して一生懸命努力することが将来大きな財産になると思っていますし、ひいては町の活性化にもなると思っております。

そこで、その環境を作るのは、教職員の力は否めない事実であることから、スポーツに長けている先生、あるいは熱心な先生を確保することが非常に重要であると考えます。

スポーツを通じた子どもたちの成長や技術レベルの向上には、保護者も大いなる関心を持っております。

顧問となる先生もそれぞれ専門であるわけではないですし、人事に関するものでもあるので、一朝一夕でできるものではないことは承知しております。

そこは東川町のために是非教育長に汗をかいていただきたいと思います。

このようなことを踏まえて、教育長として具体的にスポーツ振興の観点から、指導者の確保、つまり教員の確保についてどのような方向を目指すのかをお伺いいたします。

議長(高橋昭典君)

教育長、杉山昌次君。

教育長(杉 山昌次君) ご質問、お答えしたいと思います。

子どもたちのスポーツ活動という面で捉えますと、主に小学生が入っているスポーツ少年団活動があると思います。中学生、高校生であれば部活動ということになります。

どちらかというと、少年団活動の指導者として活動していただいている先生は小学校の先生が多いかと思います。

また、中学校については部活動で、一部少年団活動を指導している方もいらっしゃいますけれども、多くは部活動でございます。

例えば、中学校の部活動のスポーツ活動の指導できるいい先生が欲しいといった場合、どういった人事調整になるかということなんですけど、まず、中学校、高校は、教科指導、教科別指導ということがあります。それと、先生方の一般教職員の異動というのは6年周期ということがございます。ですから、6年経つ先生が何の教科を担当していたかということが問題でございます。今度来る新しく教科にはまる先生が、うちの中学校で欲しいスポーツ活動を指導できる先生であれば良いのですが、なかなか教科と先生が担当するスポーツ、得意分野とがマッチしないというような状況も発生してございます。

1学年3クラス、或いは4クラス編制の学校であれば、ある程度の教職員数が揃いますので、いろんなスポーツをやっていらっしゃる先生がいて、指導者を呼ぶことができたんですけれども、現状ですと、1年生が3クラス、2年生2クラス、3年生2クラスという編制でございますので、なかなかマッチングが難しいです。

ただ、人事異動のときは、やはり校長と相談をして、どんな部活動の 先生が欲しいかということも二次的に考えております。

でも、まず第一次は東川町の子どもたちの学力の保証という観点で、優れた教育活動ができる先生を希望すると。その次にスポーツ指導ができるということで選定して一生懸命努力しているということでございますので、先生の異動に関する努力は今後もしていきたいと思っております。

以上です。

議長(高橋昭典君)

2番、山家祥幸君。

2番(山家 祥幸君) 前向きなお考えを聞かせていただきましてありがとうございます。 学校教育の中で日本の場合のスポーツというのは、6・3・3・4という一つの学校制度の中で非常に厳しいことも理解しております。 その中で、部活動の活発な学校は、まず学校が活気がみなぎり、子どもたちも生き生きしているように思えます。

私の知る限りでも、部活動の顧問が熱心に指導している学校は、大会などの成績も優秀ですが、生徒の挨拶もしっかりしていて、とてもその学校、それから生徒に好感が持てます。

実は、ある父兄からお話がちょっとありまして、東川の生徒が、試合中に顧問が居眠りしていたのを父兄が応援に来て見てしまい、とても残念だと言っておりました。そんなことも踏まえて、是非部活動の先生を何とか教育委員会の方で来ていただけるような方、ご尽力がいただけないかということを聞かれたものですから、なかなか厳しい先生の異動になると思います。というのは、例えば6年周期とか学科とスポーツ分野と分かれたり色々していると思いますし、校長先生と人事異動に関してはお話合いもしなきゃならないし、まずは学力優先で、次はスポーツという部分もあるのかもしれません。

よく昔は国体に教員組というのがありまして、教員採用や異動に関しては国体人事といったようなことも我々もよく聞いております。

そんな中で、是非このような子どもたちのためにも熱心な先生が、色んな周期の関係で厳しいこともあると思いますけれども、ご尽力いただいて、部活動の熱心な先生、それから、そういうものに関して父兄の皆さんも関心が高いと思いますので、何とかそういう先生方が来てくれるようなことに教育長の方からもご尽力いただければなと思いますので、その辺どのように、同じような質問になるかもしれませんけれども、どのようなお考えなんでしょうか。

議長(高橋昭典君)

教育長、杉山昌次君。

教育長(杉 山昌次君) 部活動の指導ができる先生、引率した教員がちょっと居眠りをしてしまったという事例があったということでございます。私共としては、厳しく受け止めて学校の方に指導して参りたいと思いますが、そういう情報があったものですからちょっと調べさせていただきました。

どういう事例だったかといいますと、その部の活動の顧問、正式な顧問については、実は耳下腺がんだったでしょうか、口頭がんだったでしょうか。がん治療をして長期療養に入っております。代役で代わりの空いている先生が代理の顧問という形で引率をしていたと聞いております。その代理の先生も実は難病を患っております。個人名は出せないのでお話はできないんですけれども、脊髄小脳変性症という難病でございまして、何をするにも非常に疲れてしまうと。階段を上がるのにも、或いは授業が終わって教室から出ていって職員室まで行くまでにも非常に疲れを伴うという症状がある方で、恐らく無理をして大会の引率をし、疲れて居眠りをしてしまった事例ではないかなと思いますが、代役が利く限りは健康状態がいい先生に引率をしていただくようなことをしていきたいなと思っております。

また、教員の指導力が子どもたちのスポーツのアスリートとしての夢を実現するだとか、或いは学校教育の中でも生徒指導がしっかり行き届いた礼儀正しい生徒になっていくだとか、そういった面もあると思いますので、引き続き教員の力を信じて、いい教員を入れていきたいなと思っておりますけれども、実は、文科省、或いはスポーツ庁の方から教職員の働き方改革ということが出されて久しい訳であります。

平成29年度に部活動指導員の制度化が行われました。平成30年に部活動及び運動部活動並びに文化部活動の在り方に関する総合的な指針というのが出ました。令和2年9月には、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革ということで通知が出ております。ここで示されているのは、令和5年度から段階的に、休日の部活動については学校活動ではなく、地域活動として市町村が取り組んでいくと、そういう方向に持っていくということが出ておりまして、我々としては、教員以外の指導できる人材をいかに獲得していくかということが大切になってくると捉えております。

今後、私共の東川町ではスポーツ国際交流員、CIRも採用してございまして、現在、クロスカントリースキーと、それからバレーボールのSEAはおりまして、先生方と一緒に、或いは地域の指導者と一緒に子どもたちのスポーツ活動を指導しているところでございますけれども、今後も、卓球、サッカー、野球など、SEAを招聘しましてスポーツ活動指導の充実に努めていきたいと思っております。

以上です。

議長(高橋昭典君)

2番、山家祥幸君。

2番(山家祥幸君)

今、先生が体の不調とかそういう形で、代替の先生も大変な持病をお 持ちということで、父兄の方なんかはご存知ないのかもしれません。

そういう中で、学校としても先生を健康な方をやっぱり配置するということも学校の中では必要になってくるんじゃないかと思いますし、父兄、周りの人はそういう事情は知らなくて、ただ子どもたちが競技をやっている時に先生が居眠りをしているということに対してだけの見方しかしていなかったんじゃないかと思います。

また会ったときには父兄の方にもそういう旨もお伝えしますけれども、是非そういう中で代理の先生が健康な方がおつきになるとか、そういうことも今後の部門としては必要なんじゃないかと思うのと、東川町のスポーツに関する取組が、スポーツ指導員をはじめ、CIRなど、多くの外部からの指導者を養成していることはすごく前向きで素晴らしいことだと思います。

ただし、学校の中では文武両道というくらいに、スポーツと勉学というのは2つの位置が一緒だと思いますので、部活の先生というのは子どもたちをすごく重要視しているんじゃないかと思うし、大変部活の先生に対しては子どもたちも教師という観点から見たら意識を持って指示を出されたり何かするとしていくと思いますので、引き続き、先生の異動に関しましてはご尽力いただければと思います。

私の方はこれで質問を終わらせていただきます。

議長(高橋昭典君)

以上で、山家議員の一般質問を終わります。

引き続き、7番、藤倉智恵子議員。

藤倉議員の一般質問は「一問一答方式」を選択しています。

制限時間は、場内時計14時27分です。

7番 (藤倉 智恵子君)

私は、家具倉庫ストックヤード、種子の助成、キトウシのトロン温泉 の進捗状況について質問させていただきます。

まず、家具倉庫についてであります。当時の議員さんもいますのでお

わかりかと思いますが、新しく議員になられた方もいますので、確認したいと思います。

平成27年1月から平成28年8月まで、十数回、全員協議会で説明を受けたり、討議、討論をしたりしています。

平成27年1月16日に、初めて織田コレクションのお話が出ました。旭川市と東神楽町、東川町に話をするが、東神楽町は反応がありませんとのことでした。織田氏は、基本的には全部寄贈をしたい。また、織田氏は自分の将来を考え、働く場所が必要と考える。

次に、平成27年1月22日では、旧東川小学校跡地利用で、織田コレクションの話は大きいので、いくつかの作品を定期的に展示する方向、また、旭川市と詰めていかなければならないと話しています。

平成27年3月3日、旧小学校の体育館の一部、2階デッキのような施設をつくり、織田コレクションの一部を展示する予定でおりました。

平成27年4月6日、寄贈という話がありましたが、一旦白紙に戻しますとのことです。織田氏は年金代わりに使用料をいただきたいとの話でした。

平成28年4月28日の全員協議会において、織田コレクションは協力会や旭川家具協同組合の方々と協議を行い、織田氏の個人財産から公の機関の所有としたいと言っております。その財源は、町民の直接的なお金は使わず、上部官庁の支援やひがしかわ株主制度による寄附金を充て、年次計画で取得できるよう模索しています。最初は寄附であったが、その条件が年1,500万円を20年間保証するという内容であった。そこで3億円いう話が出て参りました。

平成28年6月8日の全員協議会では、地方創生推進交付金の申請で2分の1は国、残り2分の1は地方交付税で手当てされ、結果的には100%国の費用であります。そして、織田コレクション公有化に5,000万円計上され、5年間で支払いをする。備品購入費、織田コレクション公有化のための費用と図録作成費5,000万円として計上し、平成28年6月22日の定例会で可決しております。

まず、第一の質問ですが、旭川市永山にある倉庫について、管理費は 5年間、織田コレクションの方で支払う。町は負担しないと私は記憶し ておりますが、どのようになっておりますか。よろしくお願いします。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

今色々経過をご披露されましたけれども、一部ちょっと違っているところも私はあると思います。織田さんの寄贈したいというのは、間違いなく寄贈したいという話でした。寄贈したいんだけれども、私はまだ夫婦でもって健在なので、その生活費として必要なものが20年間ぐらいあると。そういうところからのスタートでした。

我々行政として、ある人の生活を特定の年齢まで保障するなんていうことはあり得ない訳でして、それはできませんと。こういうことで話は進めてきたところでございまして、一部ちょっと違っているところもありますが、今のような話で元々は来ている訳です。

管理費については5年間という話でした。管理費については、取得するまでは一切出しておりません。

議長(高橋昭典君)

7番、藤倉智恵子君。

7番(藤倉 智恵子君) 最初の質問というか、流れの中で、覚書にはこのように、町長の言われたように書いております。

第5条では、3億円に達した時点で、織田コレクションの目録に記載されている中から、町が購入した物以外の物を織田氏は町に全て寄贈するものとする。ただし、織田氏が生活に営む上で使用するものについては、織田氏及び織田氏の配偶者が死亡した時点で、目録に基づき、東川町に寄贈するものとするとなっています。現時点、このようなことが覚書に書いております。

そこで、一切、町は永山にある倉庫についてはお支払いをしていないんですね。

議長(高橋 昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

ですから、今お話を申し上げましたように、令和3年3月までについては一切支払いはしておりません。それから、そこに出てきております織田コレクションというのは椅子ばかりじゃございません。他の物も沢山ございますので、それらについては寄贈するということで間違いありません。

議長(高橋昭典君)

7番、藤倉智恵子君。

7番(藤倉 智恵子君) 全部東川の財産になりましたよね。これは、維持管理というのはどちらの方の部署なりがやられるんでしょうか。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

これは、どちらの部署ということではなくて、東川町でやる予定でございます。

議長(高橋 昭典君)

7番、藤倉智恵子君。

7番(藤倉 智恵子君) 保管場所、今現在は東町会館とか永山の倉庫とかありますよね。何点ずつぐらいあるか教えてほしいんですが。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

まず、椅子だけについてお話を申し上げますと、東町会館が470脚、 永山の倉庫が762脚、織田さんのお宅に81脚、合わせて1,313脚でござい ます。その他細々とした物については、町で寄贈を受けている物もあり ますし、織田さんがまだ個人の住宅に入っている物もあります。それは まだ引渡しが終わっていない物であります。 議長(高橋 昭典君) 7番、藤倉智恵子君。

7番(藤倉 智恵子君) 引渡しになっていない部分は、そのまま状態でいいんですね。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 今、寄贈していただく図録といいましょうか、寄贈していただく品目について、作成中でございまして、それが仕上がり次第、併せて頂戴をすると、いただくということにしております。

議長(高橋 昭典君) 7番、藤倉智恵子君。

7番(藤倉 智恵子君) 織田氏は5年間、公有化になるまでは雇用ということでお聞きしていますが、その後はどのような形で雇用されるのか、どのような形になっているか教えてください。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

織田氏につきましては、寄贈いただきました特に家具ですね。この家具を広く国内の方々に見ていただくというようなことで、今、東京の高島屋さんであるとか関連の施設でもって展示会を来年開催をするというようなことで、その中心的な役割を織田さんに果たしてもらうということにいたしております。

織田さんにつきましては、少なくとも令和5年の3月まではお手伝い をいただきたいということでお話をしております。それ以降については 一切お話はしておりません。

議長(高橋 昭典君)

7番、藤倉智恵子君。

7番(藤倉 智恵子君)

織田氏に、当初、私の記憶では10万円ということをお聞きしていますが、今どのくらいお支払いされているんでしょうか。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 10万円というのはどこの数字かわかりませんが、私は10万円と言った記憶は全くありません。30万円ぐらいといった話はあると思いますが、年間人件費は約400万円ぐらいになっていると思います。

議長(高橋昭典君)

7番、藤倉智恵子君。

7番(藤倉 智恵子君) 年間400万円を、常勤ではないかと思うんですが、どのようなお仕事 をされているかということをお聞きします。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 仕事については、先程お話を申し上げましたけれども、家具の素晴らしさというものを、織田コレクションの素晴らしさもありますが、旭川地区の家具を含めて、その素晴らしさを国内に発信をしてもらう。或いは場合によっては海外に発信ということもありますし。ですから、そういう展示会のアドバイス的なことをやっていただく。それから、東川の家具振興についてもアドバイスをしていただいて、PRをしていただくというようなアドバイザーとしてご尽力をいただいているところです。

議長(高橋 昭典君)

7番、藤倉智恵子君。

7番 (藤倉 智恵子君) 永山の倉庫にある物を東川の内部で、町内で管理されるという話かな と思うんですが、西9号の の跡地をということもありました が、その件についてはどうでしょうか。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

色々ミュージアム等を含めて検討いたしておりまして、当分の間、どこかに保管をするということは考えていこうと思っていまして、今ご指摘のあったように、西9号のさくら工芸の跡地、或いはこれから取得をしようとする の倉庫の一部なんかを使いながら、できる限り自前でもって保管ができるようなことを今検討している最中でございます。

議長(高橋昭典君)

7番、藤倉智恵子君。

7番(藤倉 智恵子君) 検討の最中ということで、私の考えるところでは、東川一円に、第四小学校の跡地もございますし、あと各小学校中学校、そういうところにも多少置いて、椅子は座れるもの、触れて触っていくらなものということで、行動展示ではないかと私は考えます。旭山動物園も行動展示ということで復活したかなと私は思います。

そこで、過日、隈研吾さんが中心となったKAGUデザインコンペというのが開催され、若い人たちの熱気が感じられたということもお聞きしております。

それで、私も、東川町全域に置くということで、素晴らしいショールームになるのでではないかということで、町長ご一考くだされば幸いと思います。

これで、私は、保管倉庫のバックヤードの件は質問を終わりたいと思います。

次に、種子助成ということで、我が町は基幹産業は農業ということであります。特に米価低迷や高温障害で野菜等の生育不良が見受けられました。農業者は深刻であると思います。そこで、次年度の種子助成を考えてほしいなと思って質問をいたしました。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君) 今年、令和3年でありますけれども、農業、その他経済も含めてでありますけれども、特に農業の分野においては、3つのことがあったと思います。

一つはコロナの対策、コロナ禍の中で米が消費が減退したということ。そして、コロナの中で米以外といいましょうか、その他にもあると思いますけれども、多くの物価が上昇したということがあると思います。それから、もう一つは異常気象ということがありまして、異常高温が続いたということであります。

こういった中で、農業はどういう影響を受けたかといいますと、特に 野菜については干ばつの被害が大きかったのではないかと思います。

ですから、個人差はあるとは思いますけれども、野菜などは30%近くの被害を受けたというところが多いのではないかと思います。

そして、米については、今年は異常高温であり、雨が少なかった訳ですけれども、収量は平年に比較をして、これはまた個人差があるでしょうけれども、1割ぐらい伸びているのではないかと思います。

しかし、価格が低迷したということでありますので、手取りの額では10アール当たり6,000円ぐらい低くなっているのではないかと思います。

こういった中で、農協の方とも相談をさせていただきました。

農業経営者、特に稲作農家のご指摘をされましたけれども、一般的に稲作農家が災害に遭ったときに、何を一番先に調達するか、補完するか。 僕は種子だと思うのです。再生産するために。その再生産するための種子というのは、農業経営者であれば必ず確保しようというふうになるのではないかと思いますが、そこに支援をするということは、ちょっと私は趣旨として理解ができないところなんです。

そうではなくて、やはり商工業、或いは観光業もそうですが、今までの農業の支援もそうですけれども、所得的な補償ではなくて、前向きなものに対して出すと。或いはそうでなければ、資金を借りていただいて、自力でもって回復をするというような方向。或いは全面的ではなくても側面的に何らかの形で、米価が下がった、野菜が下がった、そういう所得補償につながるような間接的な応援をするというようなことは可能だと思うのです。

種子というのは、例えば新しい種子が出てきて、普及するのになかなか時間がかかると。それで、その種子を使って産地としての確立を図る、そのために定着をさせなければいけない。それで種子を助成するというようなことは理解はできると思いますけれども。ですから、私は種子ということではなくて、経営費が不足する、そういうものに対する資金融通ということで対応することがいいのではないかと考えております。

議長(高橋 昭典君) 7番、藤倉智恵子君。

7番 (藤倉 智恵子君)

町長の言われることも十分にわかって、何らかの形で農業者を応援してほしいということを私は言いまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、キトウシのトロン温泉の進捗状況を質問させていただきます。

検討委員会を立ち上げている中、最近の進捗状況が私共に教えていた だけていないので、進捗状況をお願いいたします。

議長(高橋 昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君)

先日までも何回かお話をしたと思います。そして、住民の皆さんからの声も聞きなさいという話がありましたので、そういったものを聞いて、今実施計画については承認をしていただいたと思っておりまして、今実施設計書を発注しているというところでございまして、計画までは順調に進んでいると。

問題は、財源をどう確保するかということであります。一つは、ウッドショックと言われるところにちょうど差し掛かっておりまして、木材の価格が2倍、3倍に跳ね上がっている。しかも今回は二酸化炭素の排出なんかも縮減させようということで、木を多く使うというような建物構造になるのではないかと思いますが、そうしますと建築費が上がっていくと。木材だけではありません。農地も上がっている、その他資材も鉄骨を含めて建築関係の資材というのは高騰傾向にある訳ですので、そういった中で建築費が相当上昇する。その財源をどう確保するか。

これは前からお話を申し上げておりますように、一般財源枠で、大体5億か6億ぐらいのもの、それに国庫の財源を加えて、上限というのが出てくるのではないかと思いますけれども、今大体どれぐらいになるのでしょうか。17億ぐらいになるのでしょうかね。それをどう確保するかということは、非常に重要な課題だと思っておりまして、今財源確保に鋭意努めているという段階であります。

議長(高橋 昭典君)

7番、藤倉智恵子君。

7番(藤倉 智恵子君)

ありがとうございました。 これで私の質問を終わらせていただきます。

議長(高橋昭典君)

以上で、藤倉議員の一般質問を終ります。

以上で、一般質問を終ります。

休憩に入ります。再開は、14時13分。(休憩宣言、14時03分)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。(再開宣言、14時13分)

○日程第5 議案第1号

議長(高橋 昭典君)

これより、議案審議に入ります。

日程第5「議案第1号 令和3年度 東川町一般会計補正予算(第8号)について」を議題とします。

提案理由と議案の説明を求めます。 企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課 長(窪田昭 仁君)

(登壇)

ただいま議題となりました、議案第1号 令和3年度東川町一般会計補正予算(第8号)について、提案理由と補正内容の説明を申し上げます。

1頁をお開き下さい。

令和3年度東川町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ 362,328 千円を 増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11,448,130 千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額 並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」 による。

第2条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている地域経済や住民生活を支援することを目的に行う新型コロナウイルス感染症対策事業、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業の開催を中止又は延期としたことによるもの、原油価格高騰による公共施設等の燃料費の増額、夏場の高温・少雨の異常気象による農産物被害に伴う収入減少者への農業経営緊急支援資金融資保証料補給金の増額、事業完了などに伴う事業費の減額、各種事業の執行に伴う財源変更などが主な内容であります。

それでは、最初に歳出から説明させていただきますので、12 頁、13 頁の事項別明細書をご覧ください。

はじめに、2款 総務費、総務管理費、職員給与費は、財源内訳のみの変更で、西9号道路の事業費確定に伴い地方債事務費充当分を減額するものです。

次の公共施設費、社会体育施設管理事業は、原油価格高騰により不足が見込まれる社会体育施設の燃料費について増額するもので、財源について、一般財源の50%は特別交付税の措置を見込んでいます。

次の地域活性化・国際観光推進費、観光立国交流事業は、台湾、タイに訪問を予定していた国際交流事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となったことにより、次の国際観光プロモーション事業は、高校生国際交流写真フェスティバルについて、新型コロナウイルス感染症による入国制限の影響から、WEB 開催に開催方式を変更したことに伴い、それぞれ事業費を減額し、財源については一般財源のうち50%は特別交付税を減額いたします。

地域活性化・特別対策費、国際交流推進事業は、ウズベキスタンから受け入れを予定していた国際交流員について、配属を辞退されたことに伴い、報酬、社会保険料を減額し、その他保険料、自治体国際化協会外国青年招致事業会費等は、来日が未定であったインドネシアから国際交流員受け入れの目途が立ったに伴い増額するものです。

次の複合交流施設せんとぴゅあ I 管理運営事業は、原油価格高騰により不足が見込まれる燃料費のほか、9月に発生した落雷により故障をし

た防災アンプにかかる修繕費について増額するもので、財源については、公有物件災害共済金のほか、一般財源の 50%は特別交付税の措置を見込んでいます。

次の 複合交流施設せんとぴゅあ Ⅱ 管理運営事業は、9月に発生した 落雷により故障をした監視カメラの修繕費にかかる費用について増額 するもので、財源については、公有物件災害共済金となります。

次の地域おこし協力隊事業費は、地域おこし協力隊員の委嘱期間等の確定に伴い補正をさせていただくもので、生涯学習推進協力支援事業はクロスカントリースキーを中心とした社会体育の推進、新規農産加工等流通協力支援事業はチャレンジキッチン事業を軸とした農産加工等流通支援、日本語学校推進協力支援事業は日本語教育の推進、子育て推進協力支援事業は幼児教育、子育て支援事業の推進、収蔵作品整理事業は文化作品の修復、展示などによる文化振興事業、活躍の場創出支援事業は地域の働く人と仕事を発掘してつなぐしごとコンビニ事業の推進など6事業にかかる事業費について減額するもので、財源については一般財源ですが、全額特別交付税となります。

次の新型コロナウイルス感染症対策費は、町の奨学金制度を受ける学生が新型コロナウイルス感染症の影響下においても学習する機会を失うことなく学業に専念できるよう学生を支援することを目的に、従来の奨学金に1月1万円、年12万円の大学生等就学環境維持対策事業補助金を上乗せして交付することを目的に増額をするもので、財源は国庫支出金、一般財源となります。

次の定住促進費、移住定住対策事業費、小西健二音楽堂管理事業、次の交流滞在施設管理事業は、原油価格高騰により不足が見込まれる燃料費について増額するもので、財源について、一般財源の 50%は特別交付税の措置を見込んでいます。

次の地積調査費は、北海道の国土調査費補助金の確定に伴い事業費と 財源については道支出金、一般財源を減額いたします。

次に、3款 民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、社会福祉対策事業は、国は「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、一世帯当たり 10 万円の現金給付に係る予算のほか、町単独事業として原油高騰により灯油、食費などの生活に大きく影響を受けることが見込まれる住民税非課税世帯等に対して「原油価格高騰等福祉支援費」として、世帯主1人当たり最大50,000 円を基準額としてHUCポイントにより給付する事業について今回新たに予算計上させていただくもので、消耗品から情報機器等賃借料までは事業実施にかかる事務費となり、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は10万円の給付について1,450世帯分を、原油価格高騰等福祉支援費は1,236世帯、1,950名分をそれぞれ計上いたします。

なお、財源について、非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、全額国庫支出金が財源となり、原油価格高騰等福祉支援費については、道の地域づくり総合交付金のほか、一般財源について 50%は特別交付税による措置、昨年度実施した国勢調査において、前回調査より人口が204 名増えたことにより増額となった普通交付税の2分の1にあたる22,440千円を財源としています。

次の頁、障害者地域支援費、自立支援医療費は、生活保護を受給する 方のうち、人工透析受けられる方が増加したことに伴い、かかる医療費 を国が2分の1、道、町がそれぞれ4分の1を負担する事業費として増 額するもので、財源についても、国庫支出金、道支出金、一般財源を増 額いたします。

次の児童福祉費、児童福祉総務費、児童福祉対策事業と、次の児童手当支給事業は、同じく国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、子育て世帯を支援することを目的に、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業として、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円、5万円は現金、5万円はHUCポイントまたは国等が発行するクーポン券で現在調整しておりますが、その分の相当の給付を行う事業予算を計上させていただくもので、消耗品から情報機器等賃借料までは、事業実施にかかる事務費となり、子育て世帯への臨時特別給付金は、給付対象を1,300名分で予算措置するもので、次の児童手当システム改修業務委託料は、現在の児童手当制度が来年度より現況届廃止に伴う必要なシステム改修を行う事業費を増額いたします。財源については、全額国庫支出金となります。

次の学童保育費は、財源内訳のみの変更で、国庫支出金、道支出金の確定に伴いそれぞれ増額を行うものです。

次の4款 衛生費、保健衛生費、予防費、健康診査事業は、健康診断の結果について、マイナポータルを通じた情報閲覧に対応するため、健診結果情報標準化システム導入にかかる事業費について増額し、財源については国庫支出金、一般財源を増額します。

次の保健センター費、保健センター維持管理事業は、原油価格高騰により不足が見込まれる燃料費について増額するもので、財源について、一般財源の50%は特別交付税の措置を見込んでいます。

次の環境保全費、生活飲用水管理事業は、おいしい水給水施設整備事業補助金への申請件数の増加に伴い増額するものです。

次の水資源保全事業は、安全・安心でおいしい地下水連絡協議会総会 及び水サミットがオンライン開催になったことに伴い事業費を減額す るものです。

次に、5款 農林業費、農業費、農業振興費、農業総務管理事務費は、 農業振興センターの倉庫について、10月に発生した突風により、農業 振興センターの屋根の剥離、壁面・窓の破損を受けたほか、躯体全体が 土台の腐食と思われる老朽化により傾斜していることから解体撤去費 用を計上するもので、財源は公有物件災害共済金を増額いたします。

次の農業振興対策事業は、今年の7月から8月を主とした高温・少雨の異常気象により露地野菜を中心に農産物被害が発生し、収穫量の減少から収入の減少が見込まれる農業者に対し、東川町農業協同組合は、最大償還期間を10年として本災害に対し災害資金、JA緊急支援資金による貸付を行いますが、農業信用基金協会保証の保証率0.4%の保証料補給と、利息について、基準金利5.4%のうちJA利子助成3.4%が適用され、借入者負担の2.0%の利息について、町が100%の利子補給を行う事業について実施をするもので、今回、農業経営緊急支援資金融資保証料補給金について新たに予算計上させていただき、財源については全額一般財源となります。

なお、利子補給については、令和4年度からの実施となることから、 後年度の債務負担行為について、後程提案させていただきます。

次の頁の農業振興特別対策費、強い農業・担い手づくり総合支援事業は、令和3年3月の大雪被害を受けて農業施設の再建支援にかかる事業費、補助申請者の課税区分の変更にかかる事業費等にかかる予算を計上させていただくもので、財源については道支出金となります。

次の担い手確保経営強化支援事業は、農業用機械等の導入補助を受けた農業者の逝去により、営農継続を断念し対象機械の財産処分を行ったことによる道への補助金返還分について予算措置するもので、財源については諸収入となります。

次の水田麦・大豆産地生産性向上事業は、令和3年中に大豆の先進的な営農先端技術導入を行った白大豆作付者及び大豆の生産性向上に向けた機械設備等の導入者に対する支援事業について、道補助の採択がされたことに伴い増額するもので、財源は全額道支出金となります。

次の林業費、林業振興事業は、エゾシカによる被害防止計画の駆除頭数を150頭から200頭に引上げたことに伴い事業費を増額するもので、次の未来につなぐ森づくり推進事業は、道費補助金の採択が減額となったことに伴い事業費を減額するもので、次の町有林造成事業は、道費補助の採択があったことから、現在、執行が可能な間伐事業を行うための事業費を増額するもので、財源については、立木売払収入を減額しますが、道補助金、一般財源を増額し、一般財源のうち、エゾシカ被害防止緊急捕獲事業委託料分について、特別交付税で80%の措置を見込んでいます。

次の6款 商工費、商工振興費、商工振興事業は、店舗等のリフォームに対する支援について、申請件数の増加が見込まれるため増額いたします。

次の観光費、観光地振興対策事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止となった大雪旭岳 SEA TO SUMMIT にかかる事業費を減額するもので、財源はいきいきふるさと推進事業補助金、一般財源を減額します。

次の観光施設費、その他観光施設管理運営事業は、天人峡引湯施設内 送水用ポンプについて、2台のうち1台の揚水ポンプが、湯花による腐 食劣化し、交換が必要となったことに伴う取替工事かかる事業費を増額 するものです。

7款 土木費、道路橋りょう費から都市建設費の公園費までは、事業費の確定に伴い減額をするもので、財源について、道路新設改良費、西9号道路改良事業、中ノ沢道路改良事業は、辺地債、一般財源を減額し、次の道路橋りょう適正管理費、北2条道路改良事業は、土木債、公共施設整備基金繰入金を減額、次の公園費、羽衣公園整備事業は、公共施設整備基金繰入金、一般財源をそれぞれ減額いたします。

次の社会資本整備道路事業、除排雪対策事業は、原油価格高騰により 不足が見込まれる除雪車両の燃料費について増額するもので、財源につ いて、一般財源の50%は特別交付税の措置を見込んでいます。

次の頁の8款 消防費は、大雪消防組合負担金ですが、新型コロナウイルス感染症による各種行事中止に伴い減額をいたします。

次の9款 教育費、教育委員会費、外国青年招致事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、配属予定の国際交流員、英語指導助手について、新型コロナウイルス感染症の影響により着任が遅れたことにより、報酬、社会保険料を減額するほか、現在活動中の国際交流員の任期延長、新型コロナ対策として入国時における隔離措置にかかる費用などについて、それぞれ増額するものです。

次の教員住宅費、教員住宅維持管理事業は、教員住宅のストーブ、ボイラー等について、設置から年数を経過していることから、今回交換等を行うための事業費を増額するものです。

次の学校給食費、小学校学校給食事業、次の中学校学校給食事業

は、原油価格高騰により不足が見込まれる各小中学校の給食施設の燃料費について増額するもので、財源について、一般財源の 50%は特別交付税の措置を見込んでいます。

次のスクールバス運行事業は、原油価格高騰により不足が見込まれる スクールバスの燃料費について増額するもので、財源について、一般財 源の50%は特別交付税の措置を見込んでいます。

次の保健体育費、社会体育管理事務費は、新型コロナウイルス感染症の影響により新任のスポーツ国際交流員の受け入れが中止となったことに伴い減額するものです。

次の体育施設費、社会体育施設運営事業は、B&G海洋センタートレーニングルーム利用者の増加などにより職員2名体制で対応する機会が増えたことに伴い、1名の日勤職員を、報酬を日額から月額に変更し対応するため増額をするものです。

次の頁の幼児教育費、幼児センター管理事業は、原油価格高騰により不足が見込まれる幼児センターの燃料費について増額しますが、財源については、補助金の確定に伴い国庫支出金を増額、燃料費にかかる一般財源の 50%は特別交付税の措置を見込み、道支出金は保育料軽減支援事業補助金分等が減額となります。

次の幼児教育振興費、幼児教育振興事業は、病児保育用新型コロナ対策消耗品について、次の子どものための教育・保育給付事業は、転入した子どもの前居住地施設への通園の継続や広域保育利用などにかかる給付費について、次の子ども子育て支援事業は、東川こまくさ保育園において 11 月から実施する延長保育事業、新型コロナ対策事業の追加などに伴う交付金について増額するもので、財源については、国庫補助金、道支出金、長時間型保育料を増額し、一般財源を減額します。

次の地域子育で支援センター費、子育で支援センター管理事業は、新型コロナ感染症対策及び ICT 環境の向上を目的とした備品購入にかかる費用を増額するもので、財源については、国庫補助金、道補助金、一般財源を増額します。

次の12款 諸支出金、特別会計繰出金、公共下水道会計繰出金は、下水道事業特別会計の前年度会計繰越金の確定及び事業費の減額に伴い、次の診療所特別会計繰出金は、診療所特別会計の前年度会計繰越金の確定、新型コロナワクチン接種にかかる診療収入及び国庫補助金の増額に伴い、一般会計からの繰出金について、それぞれ減額いたします。

次の基金費、公共施設整備基金事業は、先程説明をしました診療所特別会計繰出金の減額分 52,682 千円について、次年度に予定をしている町立診療所大規模改修事業の財源として積み立てるほか、普通交付税より国勢調査人口増額分の2分の1にあたる22,440 千円、今回の補正により積立が可能な32,180 千円を、今後の公共施設の設備、維持管理に充てることを目的に公共施設整備基金に積立を行うため、増額いたします。

次の国営緊急農地再編整備事業基金事業は、国営事業が長年にわたって実施されることから、費用負担の平準化を図るため、工事が完了した圃場の耕作者が、水張面積に対し1反当り2,000円の負担金を一般社団法人大雪東川地区農業振興期成会に納付し、その後、町に対して指定寄附が行われ、寄附金は全額「国営緊急農地再編整備事業基金」に積み立てをするもので、今年度対象となる52軒分の負担金について、財源である農業振興費寄附金と併せて増額いたします。

以上が歳出についての説明です。

続いて、歳入について、8頁、9頁から説明をいたします。

歳入については、これまで説明申し上げました歳出の補正に伴う財源の整理に関する部分については簡単に、または省略いたしますので、ご 了承願います。

まず、11 款 地方交付税、普通交付税は、国勢調査の結果、人口増 となった 204 名分、44,880 千円について増額し、次の特別交付税は、 原油価格高騰等福祉支援費分は増額となりますが、減額となる観光立国 交流事業、国際観光プロモーション事業、地域おこし協力隊事業分を差 し引きした 11,543 千円を減額いたします。

13 款 分担金及び負担金、民生費負担金は、幼児センター長時間型保育料について、転入者等の増加によって、保育料軽減の対象とならない第一子の園児が増加したことにより、増額をするものです。

次の15 款 国庫支出金、民生費国庫負担金、障害者自立支援医療費 負担金は、生活保護を受給する方の人工透析にかかる医療費の2分の1 について、次の教育保育給付費負担金は、転入した子どもの前居住地施 設への通園事業や広域保育の利用などにかかる給付費への補助となっ ています。

次の国庫補助金、民生費国庫補助金、子育で支援交付金は、一時預かり、地域子育で拠点、病児保育、学童保育など、子ども子育で事業に対する補助基準額の増額等により、次の子ども子育で支援交付金は、児童手当システム改修事業分について、次の子ども給付金事業補助金は、令和3年度子育で世帯等臨時特別支援事業分について、次の非課税世帯給付金事業補助金は、住民税非課税世帯への10万円の給付事業について、国庫補助分をそれぞれ増額します。

次の衛生費国庫補助金、特定感染症検査等事業補助金は、健診結果情報標準化システム導入にかかる補助、次の総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、町が実施する新型コロナウイルス対策事業に対する補助金について、それぞれ増額いたします。

次の16款 道支出金、道負担金、障害者自立支援医療費負担金は、 生活保護を受給する方の人工透析にかかる医療費の4分の1分につい て、次の教育保育給付費負担金は、転入した子どもの前居住地施設への 通園事業や広域保育の利用などにかかる給付費への補助となっていま す。

次の農林業費道負担金、地籍調査費負担金は道費負担額の確定に伴い減額するものです。

次の道補助金、総務費道補助金、地域づくり総合交付金は、原油価格 高騰等福祉支援費にかかる補助となります。

次の民生費道補助金、子育て支援交付金は、一時預かり、地域子育て拠点、病児保育、学童保育など、子ども子育て事業に対する補助を増額し、次の多子世帯の保育料軽減支援事業補助金は、保育料軽減の対象となる第2子、第3子の入園者が減少したことにより減額するものです。

次の農林業費道補助金、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金、 水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金、未来につなぐ森づくり推進事 業補助金、町有林造成事業費補助金は、歳出で説明した各事業にかかる 道補助金となります。

次の17款 財産収入、不動産売払収入、立木売払収入は、間伐事業で予定していた立木の売り払いについて、間伐面積の減少に伴い減額をするものです。

次の頁の 18 款 寄附金、農業振興費寄附金は、国営緊急農地再編整

備事業にかかる基金事業にかかる工事完了圃場耕作者の負担金となります。

次の19款 繰入金、公共施設整備基金繰入金は、繰入の対象としていた北2条道路改良事業、羽衣公園整備事業、事業費の確定に伴い減額します。

次の未来を育む奨学基金繰入金は、今年度の小西健二奨学金、ものづくり技術者奨学金の対象者の確定に伴い増額するもので、小西健二奨学金1名、ものづくり技術者奨学金2名の奨学金分を増額するものです。

次の21 款 諸収入、雑入、公有物件災害共済金は、農業振興センター、せんとぴゅあ I・II の修繕にかかる共済金として、次のいきいきふるさと推進事業助成金は、SEA TO SUMMIT 事業の中止分として、次の担い手確保経営強化支援事業補助返還金は、補助対象機械の財産処分にかかる返還金分として、増額いたします。

次に、22 款 町債、土木債、次の辺地対策事業債は、歳出で説明しました北2条道路改良事業、西9号道路改良事業、中の沢道路改良事業の事業費の確定に伴いそれぞれ減額するほか、臨時財政対策債は普通交付税臨時財政対策債振替分が170,514千円に確定したこと伴い、差額分を増額するものです。

これらの変更により、町債合計では 4,786 千円を減額し、補正後の借入れ予定額は 1,373,114 千円となります。

以上が歳入についての説明です。

4頁に戻っていただき、第2表「債務負担行為」は、歳出で説明した 農業経営緊急支援資金融資の実行に伴い、翌年度から借入者が負担する 利息に対する利子補給について、令和4年度から令和13年度の借入期 間に必要な額、3,129千円を限度額として設定をさせていただくもので す。

次の第3表「地方債補正」については、歳出で説明した臨時財政対策 債について10,514 千円増額するもので、起債の方法、利率、償還の方 法に変更はありません。

なお、補正予算書の24頁からは地方債に関する調書、26頁からは債務負担行為の支出予算額等に関する調書をつけていますので、後程ご覧をいただきたいと思います。

以上が、議案第1号 令和3年度東川町一般会計補正予算(第8号)の説明であります。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長(高橋昭典君)

これより、歳入・歳出及び地方債について、一括して質疑に入ります。 3番、飯塚達央君。

3番(飯塚 達央君) 3、1、1、原油価格高騰等の福祉支援策ということで、ここをお尋ねします。

東川町の独自のコロナ経済対策ということで、前回、説明会の中でお伺いしているのですけれども、この中で、その時の資料によりますと、町の支援ということで54,000千円ほど支援するということですが、ついては、HUCポイントで付与して支援をするということで、ただ、HUCポイントの付与手数料が1,000千円の消費税込みで1,100千円というふうになっております。ここの部分が高いのではないかなというふうな気がしておりまして、ここの1,100千円の妥当性についてお伺いしたいなと思っております。

というのも、事業者がHUCポイントをお客様からお預かりして、HUCでサービスを提供するのですが、その際、商工会に対して1.5%の手数料が発生する、取られるという言い方は失礼なのですけれど、商工会の方では1.5%の手数料の収入があるということなんです。

50,000千円で例えますと750千円相当になるのですが、今回、町からも1,100千円の手数料が先に出て、事業者からも750千円かどうかわかりませんけれども、それぐらいの手数料の収入があるということで、2回収入があるということなものですから、1,100千円の手数料が、かからないということはないのでしょうけれども、やった場合、もう少し支援の金額も増やせるものではないのかなというふうに思っております。

実際、1,000世帯以上の方にポイントを付与するという手間を考えると妥当なような気もするのですけれども、勝手な想像の中でお話させてもらうと恐縮なのですが、コンピューター上でポイントを付与していくだけのような気がしまして、そこまでの金額がかかるものなのかどうか。その辺りを教えていただければと思います。

議長(高橋 昭典君)

保健福祉課長、佐々木英樹君。

保健福祉課 長(佐々木 英樹君) ご質問のありましたHUC手数料の関係でございますけれども、本来、手数料、付与したポイントに対して1%という料金設定でございますけれども、今回、全町的な対策ということで、1,000千円の消費税ということで商工会さんと打合せをしてきたところでございます。

どんな手間がかかるかといいますと、HUCポイントを遠隔で付与する関係でございまして、1件1件、手入力で付与していかなければならないという手間がありまして、本来は1%のところを1,000千円ということで今回減額して受けていただいたということもありますので、単価についてはご理解いただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(高橋 昭典君)

他に質疑ありませんか。 1番、杉本岳大君。

1番(杉本 岳大君) 今、今回の補正で色んな建物で燃料費が高騰して増額になっているという説明を受けたのですが、一連の建物ごとに燃料費が上がってきているのですけれども、今回、建物が上がっていないところも多分出てきているのかなと思うのですけれども、これは理由として、当初の見込み通りの燃料費の消費で、増額しなくても可能なのかどうか。または、次の補正で組む予定であるのかとか、そういったものを教えてください。

議長(高橋昭典君)

企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課 長 (窪田昭 仁君) ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回、原油高騰を受けまして、影響が出る施設について今回増額の補正を行わせていただきました。

その他の施設につきましては、例えば電気暖房であったりですとか、 熱源が別であったり、或いは既存予算の中でそういった支出ができると いう施設になっておりますので、現在のところ、今後の補正というもの は見込んでいないという状況になっておりますので、ご報告させていた だきたいと思います。

議長(高橋昭典君)

他に質疑ありませんか。 9番、正満正義議員。

9番(正満 正義君)

先程来、議員が質問した事項なのですけれど、灯油5万円HUCポイント入れるということで、これについては非課税ということで、令和2年度の確定申告の中、抽出して出てくるのではないかと思います。このコロナ禍の中で、令和3年に入って、非常に厳しいという方もいるのではないかと。そういう方の救済も何とかしてほしいと。その中で、救済措置もあるような話は聞きましたけれども、実際に救済できるのか、できないのかという部分を聞きたいと思います。

議長(高橋昭典君)

保健福祉課長、佐々木英樹君。

保健福祉課 長(佐々木 英樹君)

ただいまご質問いただきました通り、基本的には令和2年中収入に係る令和3年度所得で判断することになりますけれども、失業等によりまして令和3年中の収入が非課税世帯相当と判断した場合には対象とすることで、予算を2,000千円ほど上乗せして今回計上しておりますので、ご理解いただければと思います。

議長(高橋昭典君)

9番、正満正義議員。

9番(正満 正義君)

そういうことであれば、非常に助かると思います。

救済される方については、年内の月々の給与証明等、色々書類が必要になるかと思います。そして、それが交付になるのは今年度には非常に難しいのではないかと。次年度、令和4年度に入り込むのではないかと思いますけれども、なるべく早いうちに、そういう書類等を揃えていただいて、交付していただきたい。そのためには、そういう周知もきちんとしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長(高橋 昭典君)

保健福祉課長、佐々木英樹君。

保健福祉課 長(佐々木 英樹君)

本日、補正予算を可決いただきましたら、来週中に対象者の方へ封書 でご案内して、年内にポイント付与という形で進めて参ります。

ただ、失業等の方については、個別にご案内できませんので、ホームページ等を通じて案内しまして、申請漏れのないように事務処理をしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長(高橋 昭典君)

8番、安原芳博君。

8番(安原 芳博君)

17頁の子育て世帯の臨時特例給付金、これは例の10万円ずつ配付するということでしたよね。現金5万、クーポンとか。これは社会的に色々見解があって、トータル960億円、事務委託費と。昨日だか一昨日の総

理の答弁でも、これはクーポンでなくても現金でもいいような解釈の答 弁をされていましたけれども、東川はその辺どういうふうなやり方の検 討をされているのか、説明ください。

議長(高橋 昭典君)

保健福祉課長、佐々木英樹君。

保健福祉課 長(佐々木 英樹君)

昨日の首相の発言で、クーポン給付を原則として検討していただきたいと考えていると。ただ、地方自治体の実情に応じて現金での対応も可能とするというような方針が出されたところでございますけれども、私共が受けている説明会の事務的な内容でございますけれども、基本的合和4年の6月末までにクーポンの給付が開始することができない自治体に限って現金給付を可とするというような内容が示されているところでございます。基本的に、現金にする場合は内閣府に対して特別な理由を記して、理由書を提出して判断いただくということになっておりますが、ただ、言われた通り、現在、話が動いておりますので、引き続き国の方針を待って進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(高橋昭典君)

他に質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)

これをもって質疑を終結します。

これより、討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

議案第1号について採決いたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、「議案第1号 令和2年度 東川町一般会計補正予算(第8号)について」は、原案のとおり可決されました。

〇日程第6 議案第2号

議長(高橋昭典君)

日程第8「議案第2号 令和3年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

提案理由と議案の説明を求めます。

都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課 長 (矢ノ目 俊之君)

(登壇)

ただいま議題となりました、議案第2号 令和3年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由と補正内容をご説明申し上げます。

補正予算書の1頁をお開きください。

令和3年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次の定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,609 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 276,367 千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額 並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」 による。 補正の主な理由ですが、歳入では、一般会計繰入金の減額、前年度会計繰越金の増額であります。

歳出では、一般管理費において、消費税及び地方消費税の確定に伴う 減額であります。

それでは、事項別明細の歳出から説明させていただきますので、8、 9頁をお開きください。

1款 公共下水道費、1目 一般管理費における公共下水道事業管理費の4,609 千円の減額は、令和2年度のコロナ禍における旭岳処理区の使用料収入の減額と前年度の中間納付額との精査により令和2年度の消費税額が確定し1,464,661 円還付となりました。

よって、公課費で計上している消費税及び地方消費税予算の全額を減額するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、6、7 頁をご覧ください。 4 款 繰入金を飛ばしまして、5 款 繰越金、1 目 繰越金の5,794 千円の増額は、前年度繰越額の確定によるものであります。

戻りまして、4款 繰入金、1目 一般会計繰入金 10,403 千円の減額は、繰越金の増額及び歳出の公課費の減額の精査により減額するもので、補正後の額は56,597 千円となるものであります。

以上で、議案第2号 令和3年度東川町公共下水道事業特別会計補正 予算(第2号)の説明とさせていただきますので、ご審議、ご決定いた だきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(高橋昭典君)

これより、歳入・歳出一括して質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

議案第2号について採決します。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、「議案第2号 令和3年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。

〇日程第7 議案第3号

議長(高橋昭典君)

日程第7「議案第3号 令和3年度国民健康保険東川町立診療所特別 会計予算(第4号)について」を議題とします。

提案理由と議案の説明を求めます。

診療所事務長、金山裕之君。

診療所事務 長(金山裕 之君) (登壇)

ただいま議題となりました、議案第3号 令和3年度国民健康保険東 川町立診療所特別会計補正予算(第4号)について、提案理由と補正内 容をご説明申し上げます。

補正予算書の1頁をお開きください。

令和3年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算(第4号) は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,163 千円を増額

し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ443,613千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額 並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」 による。

補正の主な理由ですが、1点目は、新型コロナウイルスワクチン接種料金による収入増、前年度会計繰越金の確定による増額、一般会計繰入金の減額により、総じて増額をするものでございます。

2点目は、会計年度任用職員の増員、執行見込額不足による消耗品費 及び手数料、燃料費単価高騰による燃料費、執行見込額不足による諸検 査委託料。以上、各項目における予算の増額予算を計上するものでござ います。

それでは、はじめに事項別明細書の歳出から説明させていただきますので、8、9頁をお開きください。

1款 総務費、施設管理費、診療所一般管理費、事務管理費 2,063 千円の増額は、1節 報酬、10 節 需用費消耗品費、11 節 役務費手数料でございます。

会計年度任用職員報酬は、これから行われる3回目の新型コロナウイルスワクチン接種をはじめ、医療事務体制の増強を図るため1月から1名採用させていただくことと、3月末をもって退職する職員がいるため、2月から1名採用、合わせて2名分の費用を増額いたします。財源については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の36,171千円を充当し一般財源を減額いたします。

消耗品費は、今後の支出に不足が生じることから増額するものです。 手数料は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当直看護師と 看護補助員の寝具の洗濯代費用が増加していることから増額させてい ただきます。もう一点は、今年度導入を進め 12 月 6 日から運用開始と なった医療費クレジットカード支払いにおける支払い手数料。足し合わ せて 580 千円を増額いたします。

続いて、施設維持管理事業 600 千円の増額は、10 節 需用費燃料費です。燃料単価の増加傾向が続き、今後の執行にて予算不足が生じることから増額いたします。

2款 医業費、医業費、医療用消耗器材費、医療用消耗器材費 1,500 千円の増額は、12節 委託料における諸検査委託料です。今後の執行 にて予算不足が生じることから増額を行うものです。

次に、歳入について説明いたしますので、6、7頁をご覧ください。 新型コロナウイルスワクチン接種に関して、接種料金と交付金の2つ がありますので、1款 診療収入の各種予防接種等と8款 国庫支出金 を併せて説明させていただきます。

いずれも、国が行う新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業、個別接種促進のための支援の給付対象期間である第2クールの10月2日分までを補正対象としています。

それでは、1款 診療収入、その他の診療収入、諸検査等収入です。 各種予防接種料等で、今年6回開催した土曜日接種の上乗せ分を補正 計上いたします。

土曜日接種は、6月26日に1回目を行い、延べ6回の開催、その接種回数は2,444回となっています。単価は税込2,343円であり、その額5,726千円を増額いたします。

なお、通常接種料金については現在も接種が進行中であることから、 次回、第5号補正にて計上させていただきます。 次に、8款 国庫支出金、国庫補助金、診療所事業補助金です。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で、1点目は週 150 回以上を4週間以上実施した際、その週の接種回数に対し、回数あたり3,000円が給付されます。

診療所では5月17日の週における接種回数175回からが該当となり、第1クールでは6,982回、第2クールでは5,075回、合わせて12,057回分、36,171千円を増額するものです。

第3クール分、10月3日からの分になるんですけれども、これについては、次回、第5号補正にて計上させていただきます。

一つ戻りまして、5款 繰越金の前年度会計繰越金です。

令和2年度決算額による繰越金の総額は、26,198,889 円となっています。

このうち、歳出で説明させていただきました会計年度任用職員報酬、 事務管理費の消耗品と手数料、施設管理事業の燃料費、医療用消耗器材 費の諸検査委託料を令和2年度診療所特別会計の繰越金を補正財源と して4,163千円を充当し、残額10,785千円は一般会計に戻入れをいた します。

最後に、4款 繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金です。

52,682 千円の減額は、歳入、歳出の増減を精査することにより減額するものであり、補正後の額は91,318 千円となります。

以上で、議案第3号 令和3年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算(第4号)の説明とさせていただきますので、ご審議、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(高橋昭典君)

これより、歳入・歳出一括して質疑に入ります。 10番、鈴木哉美君。

10番(鈴木 哉美君) 10番、鈴木です。

手数料のところ、先程ご説明で当直の寝具分と、ざっくり言ってですけれども。それから、12月1日からのクレジットカードの支払い手数料ということですが、クレジットカードの支払いの方、実は町民さんから早速、クレジットカードが使えるようになってよかったというお声をいただきました。ですが、この手数料、今回この中のおいくら分、それから、今後、年間でいくらの見通しかをお教え願います。

議長(高橋 昭典君)

診療所事務長、金山裕之君。

診療所事務 長(金山裕 之君) クレジットカードから先にお話したいと思うのですけれども、まず12月6日、月曜日からスタートしたのですが、月曜日の利用者はいませんでした。12月7日、火曜日、2件のご利用があったと。8日につきましては、3件の利用がありまして、延べ3万1,490円の利用があった状況でございます。

2日でこの金額ですから、今後も利用は高いものというふうに思っておりまして、非常にいい設備を導入したというふうに思っているところでございますが、何せ始まったばかりなので、私も何ともまだ分からない、実績がない中での補正なのですけれども、3月までで約100千円分を手数料として計上しているところでございます。

クレジットカードの、例えばJCBグループとかVISAにおいて、

手数料は各々違うのですけれども、平均して3%という形で算出させていただいておりまして、特に大きいのは入院医療費、この支出が多いのかなというふうに思っております。外来においても、平均1回当たり5,000円で、30人ぐらいが月に使うだろうという想定の中で計上させていただいております。

洗濯の部分も触れたいと思うのですけれども、ちなみに従前は夜勤をする看護師とヘルパーさん、看護補助員がいる訳なのですけれども、共通して寝具を使って仮眠を取ったりするのですけれども、それまでは1週間に1回しか洗濯をしていなかったという事実がありまして、これは医療機関としても非常にまずいという部分もございまして、4月から毎日クリーニングに出すようにしております。その結果、予算不足が生じたということがございますので、ご理解いただければ大変ありがたいところでございます。

議長(高橋昭典君)

他に質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)

これをもって質疑を終結します。

これより、討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

議案第3号について採決します。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、「議案第3号 令和3年度国民健康保険東川町立診療所特別会計予算(第4号)について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第8~10 議案第4~6号

議長(高橋昭典君)

議事の進め方についてお諮りします。

日程第8「議案第4号」から日程第 10「議案第6号」までは、いずれも連携中枢都市の形成に係る変更で、関連がありますのでこれを一括議題とし、順次提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、日程第8「議案第4号」から日程第 10「議案第6号」までを一括議題とすることに決しました。

程順に従い、順次、提案理由と議案の説明を求めます。 企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課 長(窪田昭 仁君)

(登壇)

ただいま議題となりました、議案第4号から議案第6号までの3議案 について、一括して提案理由と改正内容の説明を申し上げます。

定住自立圏構想とは、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれる状況を踏まえ、三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出するため、「中心市」と「近隣市町村」が相互に役割分担し連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住の促進を図る政策ですが、旭川市を中心市として、圏域の広域的課題に対し以前から一体となって取り組んでいた、東川町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、愛別町、比布町、上川町、美瑛町の8町の連携により、定住自立圏を形成し、緊密な連携のもと、広域観光のネットワーク化、二次救急医療の連携、子育て支援体制の充実、、域観光のネットワーク化、二次救急医療の連携、子育て支援体制の充実、

広域下水道施設の共同使用、し尿等処理施設の広域的利活用など、各種連携事業を積極的に展開することで、圏域全体の人口定住の向上に取り組んできました。

このような中、国において新たな広域連携制度である連携中枢都市圏構想が定められました。相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」に取り組むことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とするものであります。

本圏域においても、人口減少・少子高齢化により、圏域の産業や公共交通を維持することが困難になることが懸念されることから、これまで定住自立圏で取り組んできた人口定住に向けた取組に加え、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するため、新たな広域連携制度である連携中枢都市圏の活用について、関係者による会議や、事業分野の担当者会議の中で検討を重ねてきた結果、令和4年4月1日より連携中枢都市圏により、新たに連携事業に取り組むことの協議を重ねて参りました。

令和3年10月21日に旭川市は、圏域の中心市として、近隣自治体との連携に基づいて、圏域全体の将来像を描き、経済をけん引し、住民全体の暮らしを支える役割を担う意思を有することを明らかにする連携中枢都市宣言を行っております。

今後は、圏域の中心市である旭川市と東川町が基本的な方針及び役割 分担を定める協約の締結行い、その後、圏域の基本目標や連携事業毎の 成果指標を定めた連携中枢都市圏ビジョンを策定し、令和4年4月1日 より連携中枢都市圏としての事業に取り組むことになります。

以上が連携中枢都市圏の概要であります。

それでは、議案第4号 定住自立圏の形成に関する協定の廃止についての内容をご説明いたします。

令和4年3月31日限り、旭川市との定住自立圏の形成に関する協定を廃止したいので、東川町議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議会の議決を求める。

ここまでの説明のとおり、令和4年4月1日より旭川市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携事業を実施することから、定住自立圏の形成に関する協定を令和4年3月31日限り廃止することについて、東川町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、議案第4号の内容であります。

次に、議案第5号 旭川市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についての内容をご説明いたします。

旭川市との間において、次のとおり連携中枢都市圏形成に係る連携協 約を締結するため、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の 議決を求める。

議案の右の頁、連携中枢都市圏形成に係る連携協約については、旭川市と東川町は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、連携協約を締結するものであります。

協約の内容についてですが、第1条では目的、第2条で基本方針、第 3条では連携する取り組みの内容及び甲乙の役割分担について、第4条 では事務の執行に当たっての連携及び負担、第5条は協議について、第6条では連携協約の変更等について、第7条については疑義の解決について、それぞれ規定をいたします。

次の頁には、第3条の別表として、連携する取り組みの内容及び甲乙の役割分担について記載されています。

1は圏域全体の経済成長のけん引事業として、(1)から(3)までの施策について、計5事業の取り組みを実施いたします。次の頁には、2の高次の都市機能の集積・強化について、(1)の施策について、4事業の取り組みを実施いたします。次の頁には3の圏域全体の生活関連機能サービスの向上について、(1)から(3)までの施策について、29事業の取組を実施いたします。

総数では1から3までの施策について、38 事業を旭川市と連携して 取り組んでいくことになります。

取組の内容、東川町と旭川市の役割については、議案に記載のとおり であります。

なお、本日、議決をいただきましたら、本連携協約は令和4年1月中 旬頃、旭川市内において、1市8町の首長が一堂に会し連携中枢都市圏 連携協約を締結させていただくことを予定しております。

以上が、議案第5号の内容であります。

最後に、議案第6号 東川町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定について改正内容をご説明いたします。

条例の新旧対照表は、第4回定例会資料1頁をご覧ください。

改正の理由ですが、定住自立圏の形成に関する協定は、令和4年3月31日限り廃止となることに伴い、本条例の改正を行うものであります。 改正内容ですが、条例第2条中第1号を削り、第2号を第1号とする ものであります。

条例本文の附則に戻っていただき、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

以上、議案第4号から議案第6号まで一括して議案の説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長(高橋 昭典君)

これより、一括して質疑に入ります。

10番、鈴木哉美議員。

10番(鈴木 哉美君) 10番、鈴木です。3点質問があります。

まず1点目なのですが、連携中枢都市圏構想につきましては、総務省のホームページによれば、成果指標、KPIの設定がありまして、設定すれば当然それを評価することになる訳ですが、今の段階で、それはいつ、どのような段取りで公表されるかということがもしおわかりであればお示しください。

2点目、沢山の項目の中にあります3の圏域全体の生活関連機能サービスの向上の中、(1)の中にあります不登校児童生徒の受入機関の共同利用という項目がありますが、今現在、定住自立圏の中でも行われてきたことだと思いますが、今現在のこの中に書かれております旭川市適応指導教室を活用し、応分の経費を当町の方が負担することになる訳ですが、当町の方からの利用者数がわかればお教えください。

3点目、同じ項目の中で、その項は沢山項目があるので、(1)の方

ですとか、(2)の方ですとか、またがっている項目があるのですが、 公共施設の相互利用の促進、それから多様な生涯学習機会の拡充という ところで、どちらにも共通しているのですが、旭川市生涯学習情報提供 システム、旭川市生涯学習ポータルサイトというものが書かれておりま す。まなびネットあさひかわというもののことを指すと思われるのです が、この団体検索画面には、既に、今現在でも8町の登録を団体登録が できるような想定がされているような設計になっているのです。ところ が、今現在、実際には、見てみましたところ、旭川市外の団体の登録を されていないようなのですけれども、そして、実際には、私自身もこの 団体登録を以前していたことがあります。ですので、使い勝手はわかっ ておりまして、必ずしも広く利用されているシステムとは言い難い部分 があるのですが、それこそが勿体ないことでありまして、このシステム を拡張していけば、1市8町で共有できるものとして、今現在、東川町 の方で取り組んでいるできるナビの大半の機能は済んでしまうのでは ないかというふうに思われるのですが、他の自治体にとっても有効なこ とですので検討されてはいかがかと思ったのですが、この件について所 見をお伺いします。

議長(高橋 昭典君)

企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課 長 (窪田昭 仁君) ただいまのご質問についてでございます。

1点目でございますが、まず、評価、KPIの設定でございますが、 先程の概要説明の際にお伝えをいたしました連携中枢都市ビジョンの 中でそうした目標値等々を設定して定めていくというような形になり ますので、これにつきましては今後設定をさせていただくということで ご報告をさせていただきたいというふうに思います。

それから、不登校の部分についてでございますが、現在、事業費の方は負担金として170千円を本事業についての負担を行ってございます。

ただ、人数については、現在人数の方を把握しておりませんので、後程改めてお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

それから、公共施設の利用等という部分についてなんですが、これらの事業につきましては、今後、担当者会議を重ねて、有効に事業展開をしていこうということで、今までそうした担当者会議等が上手く進められてきていないという部分もございますので、今後、連携中枢都市の方に移行して、そうした部分についてもさらに充足をして連携強化を図っていくという内容になっておりますので、今後、システムの活用についても検討して、町として取り組み、取り扱い、今後の方向性を検討させていただきたいということで回答させていただきたいと思います。

議長(高橋昭典君)

学校教育課長、佐藤文泰君。

学校教育課 長(佐藤文 泰君) 2つ目の不登校児童の関係なのですけれども、過去5年間の実績ですが、計4人の利用があるということで把握しており、8町の中でもこの辺につきましてはそれぞれ情報を共有しながら話し合いもしていたところでございます。

ただ、やはりなかなか不登校を受入れするような施設がないということで、今後、各町でこういった不登校施設を設置した場合については、

協議していこうということで今話し合いをしているところでございます。

議長(高橋昭典君)

他に質疑ありませんか。 4番、薦田敏次議員。

4番(薦田 敏次君) 第6号の方なのですけれども、東川町議会の議決すべき事件を定める条例のところで、1番は取消しというか、廃止するということなのですけれども、そうすると、今後は第5号のところで出てくる地方自治法第252条の2第3項の規定の方でやっていくということでよろしいのでしょうか。

議長(高橋 昭典君)

企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課 長 (窪田昭 仁君) その通りでございます。今まで地方自治法の規定がなかったものですからそれぞれの町の条例で定めるという取扱いになっていたものが、今後、自治法の規定での議決を求めるという内容になってございます。

議長(高橋 昭典君) 他に質疑ありませんか。 1番、杉本岳大君。

1番(杉本 岳大君)

今回、広域で連携を図っていくというところで1点質問なのですけれ ども、別表の中で、エの地域振興の中で企業誘致推進事業とありますが、 ここの中で、企業誘致と産業振興を図るということで、連携を図ってや っていくというところなのですけれども、午前、一般質問でも東川町内 のなかなか若い方が仕事をする場所がなかなかないと。役場が町内の最 大の雇用の受け皿になってしまっているのではないかという話があり ましたけれども、ここで企業誘致の考え方として、恐らくどの町も我が 町に企業を誘致したいという考えがある中で色々日々活動されている と思うのですけれども、やはり圏域で企業誘致をするということも、連 携を図りながらということも考えられるのですけれども、どうしても利 害関係がそれぞれの市町村で出てしまうのではないかなと。やはりどち らかといえば自分の町に企業を誘致して雇用の先、働き場をつくりたい というのが各首長さんの考えでもあるかと思うんですけども、今回、例 えば東川町として、例えば東川町に企業を誘致したいのか、または旭川 市に企業を誘致して、東川町はベッドタウンみたいな役割で今後町の運 営をしていきたいのかというような大まかな方針みたいなのがあれば お聞かせください。

議長(高橋昭典君)

産業振興課長、菊地伸君。

産業振興課 長 (菊地伸 君) 私の方から今のご質問にお答えしたいと思いますけれども、今回、連携中枢の連携協定に掲載している内容ではありますけれども、ご質問については、基本的に町のスタンス、それと各町との連携だとか、この圏域での企業誘致の考え方の中での東川町のスタンスの問題かと思っております。

私の方からお答えすると、東川町の中での企業誘致というところで

は、環境を守る、地下水を守るという観点でいうと、東川町に来ていただいて問題のないような企業さんですとか、そういうところを中心に来ていただくような働きかけ、まちづくりの中でのPRということもしていきながら、移住者の方が起業するだとか、大きな企業ではなくて、小さな業が起きるということが今進んでいるような状態かと思います。

旭川市も含めて、様々な特徴がある中で、それぞれの町が特色のあるまちづくりを進めている。東川町とすれば、東川町にとって必要な産業というか、そういうものを東川町の特徴を活かして来ていただけるようなことで、その部分で広域の中で連携していければ、またさらに効果は高まるというふうに考えますので、回答になっているかどうかあれですけれども、私の方からお答えしたいと思います。

以上です。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

企業立地につきましては、旭川市、或いは鷹栖町、東神楽町と合同でやっているという例がございます。その時に私共がお話を申し上げておりますのは、東川町は大企業のような企業が入ってくる土地はありませんと。旭川市があったりする訳ですけれども。ですから、旭川に大きな企業は入ってきていただいて、子どもたちの教育であるとか、子育て、そんなことは我が町に来てやってくださいと。ですから、企業立地旭川、住まいは東川というようなことを協調してやってきておりますし、また、我が町においては今お話を申し上げましたように土地がない訳ですから、小さな集積のようなもの、今回もサテライトオフィスのようなものをやっておりますけれども、あのような形で、企業の一部を我が町に来て立地をしていただくというような、そういう方向で進めていくことになるんだろうと思います。

議長(高橋 昭典君) 他に質疑ありませんか。 11番、鶴間松彦議員。

11番 (鶴間 松彦君) ただいまの町長の答弁について確認をさせていただきたいと思います。

沢山の事業を連携してやるということが書かれている訳ですけれど も、あくまでもこれは実施する場合は、それぞれの町との個別の連携と いうことでよろしいのでしょうか。

例えば、先程菊地課長の方から東川町のスタンスで色々と事業をすると。ですから、今町長が言われたように、大きい企業は旭川でやってもらって、住まい、教育は私共の方でというような、そういう交渉といいますか、協議の中でやっていくことが可能だということでしょうか。それが1点。

それから、それぞれの事業をこれから決めていくんだろうと思うのですが、こういう事業をやるということに対して、事前に議会に説明とか情報提供とかというのはあり得るのでしょうか。

この2点だけお伺いします。

議長(高橋 昭典君) 町長、松岡市郎君。

町長(松岡 市郎君)

まず、2番目の企業立地に当たっては、できるだけ議会の皆さんとは 共有するということをお話申し上げておりますので、最初の段階からお 話を申し上げたいと思います。

それから、旭川市の関係でございますが、菊地課長がお話しましたように、我が町は我が町のやり方というのがありますので、連携できる分野については連携をしますけれども、連携しなくても我が町がやれるものについては、我が町の個性を活かした立地の方向で進めていくというのがいいのではないかと思います。

議長(高橋 昭典君)

他に質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)

これをもって質疑を終結します。

これより、討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

最初に、議案第4号について採決します。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、「議案第4号 定住自立圏の形成に関する協定の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について採決します。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」 の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、「議案第5号 旭川市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について採決します。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、「議案第6号 東川町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第7号

議長(高橋昭典君)

日程第 11「議案第 7 号 萬二橋架替工事 1 工区請負契約の変更について」を議題とします。

提案理由と議案の説明を求めます。

都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課 長 (矢ノ目 俊之君)

(登壇)

ただいま議題提案となりました、議案第7号 萬二橋架替工事1工区 請負契約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年10月15日議決、令和3年10月15日契約締結の萬二橋架替 工事1工区請負契約事項を次のとおり変更したいので、議会の議決を求 めるものであります。

1. 契約の目的、2. 契約の方法、4. 契約の相手方につきましては

変更ありません。

3. 契約の金額 「99,550,000円」を「120,263,000円」に変更するものであり、当初契約金額より 20,713,000円増額となるものであります。

次に、設計変更の主な内容をご説明申し上げます。

お手元の第4回定例会資料の2頁を併せてご覧ください。

当初契約の工事内容は、既設橋梁の撤去を行った後、橋梁一般図にオレンジ色の橋中央に示すP1橋脚の基礎工の施工を行っております。

発注後に工事計画を整理した結果、施工標準工期より工事進捗を早めることが可能となったことから、新たに赤色のA1橋台の基礎工を追加し、併せて護岸撤去を増工します。

資料3頁をご覧ください。

旧橋一般図のP1橋脚を挟むように黒く着色している部分が、当初想定しておりました既設橋梁保護護岸の撤去範囲で、赤い部分が今回追加の撤去範囲になります。

増工する護岸撤去は工事着手にあたり調査を行ったところ、当初想定していた範囲外においても護岸ブロックが確認されたことから追加で撤去を行うものです。

設計変更に伴う新たに追加する護岸撤去については、北海道の河川台帳にも掲載されていないもので、実施設計時の調査において確認された範囲を設計既設護岸として計上しております。

以上が主な設計変更の概要でございます。

なお、工事契約期間に変更はありません。

以上、簡単ではございますが、議案第7号の提案理由の説明とさせて いただきますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申 し上げます。

議長(高橋昭典君)

これより、質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

議案第7号について採決します。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、「議案第7号 萬二橋架替工事1工区請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第8号

議長(高橋昭典君)

日程第 12「議案第 8 号 被表彰者の推薦について」を議題とします。 提案理由と議案の説明を求めます。

副町長、市川直樹君。

副町長(市)川直樹君)

(登壇)

ただいま議題となりました議案第8号 被表彰者の推薦について提 案理由と議案の内容について説明いたします。

議案第8号 被表彰者の推薦について

下記の者を表彰したいので、東川町表彰条例第 12 条の規定に基づき

推薦するものとする。

今回、推薦させていただきますのは、東川町表彰条例第4条第1項第3号に規定する、地域住民の安全な暮らしを確保するため、長年にわたり消防団員としてご活躍いただいている7名の方々であります。

推薦いたします方のお名前を読み上げますが、住所、生年月日、敬称 については省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思いま す。

最初に、勤続30年 第5分団 副団長 津谷 俊弘。

勤続 25 年 第 1 分団 副分団長 花本 直幸。同じく、第 5 分団 副 分団長 髙崎 隆司。

勤続 20 年 第 2 分団 分団長 井澤 延友。

勤続 15 年 第 2 分団 班長 竹内 一樹。

勤続 10 年 第4分団 団員 藤川 貴康。同じく、第4分団 団員 樽井 将人。

以上、7名の方々を推薦させていただきます。

議会でのご決定をいただければ、年明け1月5日に開催を予定しております出初式にて表彰をさせていただく予定としております。

以上、提案させていただきますので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(高橋昭典君)

これより、質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。

本件は、表彰案件につき東川町議会運営に関する先例により、討論を 省略し、採決に移ります。

採決は、起立採決とします。

原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。(全員起立。)

起立全員であります。

よって、「議案第8号 被表彰者の推薦について」は、原案のとおり同意することに決しました。

○日程第13~15 閉会中の所管事務等の調査の申し出

議長(高橋 昭典君) 運

次に、日程第13から日程第15までは、各常任委員会委員長及び議会運営委員長からの閉会中の所管事務等の調査の申し出であります。

これを一括議題とします。

申し出の内容は、各委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付されている申出書のとおりです。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査とすることにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査とすることに決しました。

〇閉 会

議長(高橋昭典君)

以上をもって、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。 これで令和3年東川町議会第4回定例会を閉会します。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長	高橋	<u> 昭典</u>
会議録署名議員	杉本	岳大
会議録署名議員	山家	祥幸